

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 22 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適切するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成22年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。

# 目 次

まえがき—— 報告及び勧告に当たって .....	1
<b>第 1 章 職員の給与等に関する報告 .....</b>	<b>3</b>
1 職員給与等の状況について .....	3
2 民間給与等の状況について .....	6
3 物価及び生計費について .....	8
4 都道府県職員の給与について .....	8
5 職員給与と民間給与との比較 .....	9
6 人事院勧告の概要 .....	10
7 むすび .....	18
<b>第 2 章 職員の給与に関する勧告 .....</b>	<b>31</b>
<b>(給与等に関する参考資料)</b>	
1 職員給与実態調査の概要 .....	参考-1
2 民間給与実態調査の概要 .....	参考-26
3 生計費及び労働経済関係 .....	参考-40
4 人事管理関係 .....	参考-44
5 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子等 .....	参考-47



## まえがき－報告及び勧告に当たって

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しており、職員が、県行政を公正かつ効率的に進めるという使命の下で、安心して職務に取り組むための基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解を得る上で重要な役割を担っている。

また、地方公務員の給与については、地方公務員法で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」という均衡の原則に基づいて決定することとされている。人事委員会はこの原則に立脚し、さらに同法の「地方公共団体は、～給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」という情勢適応の原則により、給与等の勤務条件について地方公共団体の議会及び長に報告・勧告を行っている。

本委員会では5月から6月にかけて例年通り職種別民間給与実態調査を実施したが、その結果県内民間事業所従業員の給与に関する状況は依然として厳しいものであることが分かった。このような民間給与の実態をもとに、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告を行うものである。

ところで、現在本県においては、特例条例による職員給与の減額措置や、定員削減をはじめとする行政の効率化・スリム化、事務事業の見直しなど行財政改革への取り組みが引き続き進められており、本県職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう今後一層の業務の効率化や職務能力の向上に努めるとともに、県民の期待と要請に応えるよう職務に精励することが求められている。

本委員会では、今後とも県民各位の理解を得られるよう適切な職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことにより、職員の給与が上記のような職務の遂行に適合したものであるよう、引き続き努力していく所存である。



# 第1章 職員の給与等に関する報告





# 第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成22年4月現在の島根県職員に係る給与並びに県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

なお、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。）により減額して支給されている<sup>(注)</sup>ことから、このような状況も踏まえて報告を行うものである。

(注) 本県においては、県財政の健全化へ向けた取組として特例条例が制定され、平成15年4月以降、職員の給料、諸手当が減額して支給されている。当該条例は数次の改正（減額率の改定、減額期間の延長等）を経て、現在の減額期間の終期は平成23年度末とされている。

- 減額率（給料 及び 給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当除く)）
  - ・管理職：10%・8%（管理職手当は25%・20%）
  - ・その他：6%（若年層の諸手当連動は3%）

## 職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
14,146 人	12,603 人	256 人	1,287 人

## 民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相当職種
			3,475 人
4,670 人	162 人	4,508 人	3,475 人

## 1 職員給与等の状況について

### (1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が38.1%と最も高く、以下行政職30.0%、高等学校等教育職16.4%、公安職11.6%等の順となっている。

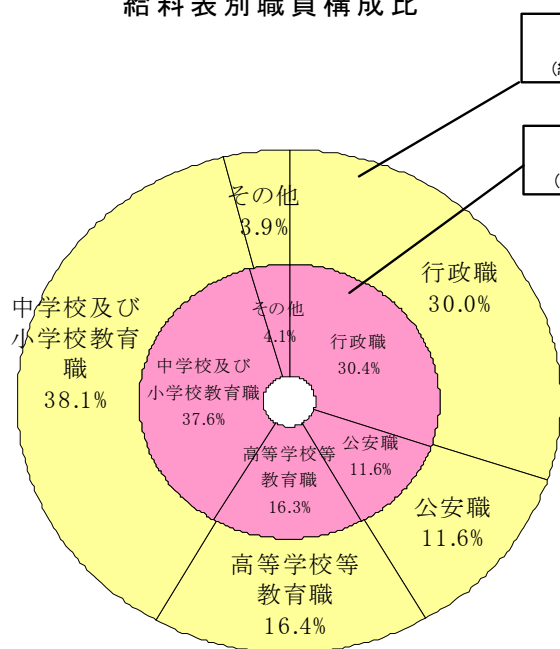
また、職員の平均年齢は44.0歳、平均経験年数は21.9年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.3歳(昨年44.3歳)、平均経験年数は22.7年(同22.8年)となっている。(参考資料第1表)

### 給料表別職員数等

区分 給料表	職員数(構成比)		平均年齢		平均経験年数	
	平成22年 人	平成21年 人	平成22年 歳	平成21年 歳	平成22年 年	平成21年 年
行政職	3,782 (30.0%)	3,843 (30.4%)	44.3	44.3	22.7	22.8
公安職	1,458 (11.6%)	1,462 (11.6%)	40.0	40.2	19.0	19.2
海事職	46 (0.4%)	48 (0.4%)	41.8	40.6	21.8	20.7
研究職	245 (1.9%)	248 (2.0%)	42.8	43.1	19.8	20.1
医療職(1)	38 (0.3%)	39 (0.3%)	42.9	43.0	17.2	17.4
医療職(2)	100 (0.8%)	120 (0.9%)	44.6	43.7	21.4	20.9
医療職(3)	64 (0.5%)	69 (0.5%)	43.4	44.1	20.9	21.7
高等学校等教育職	2,068 (16.4%)	2,066 (16.3%)	43.8	43.5	21.1	20.9
中学校及び小学校教育職	4,802 (38.1%)	4,753 (37.6%)	45.2	45.0	22.5	22.3
合計	12,603 (100.0%)	12,648 (100.0%)	44.0	43.9	21.9	21.8

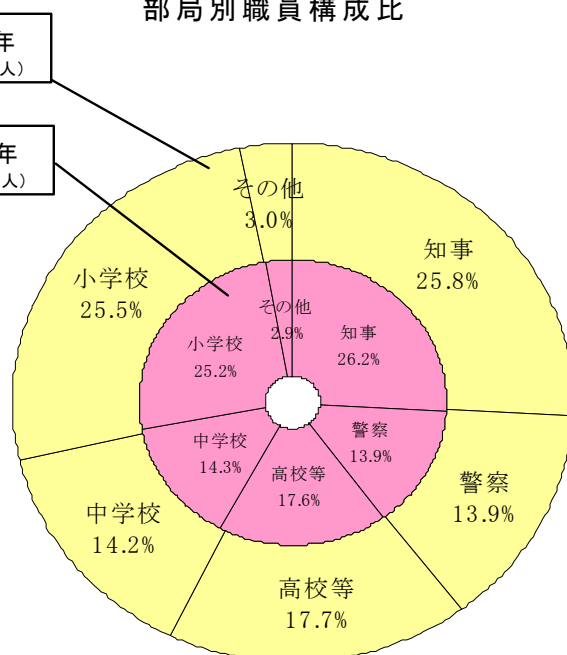
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

### 給料表別職員構成比



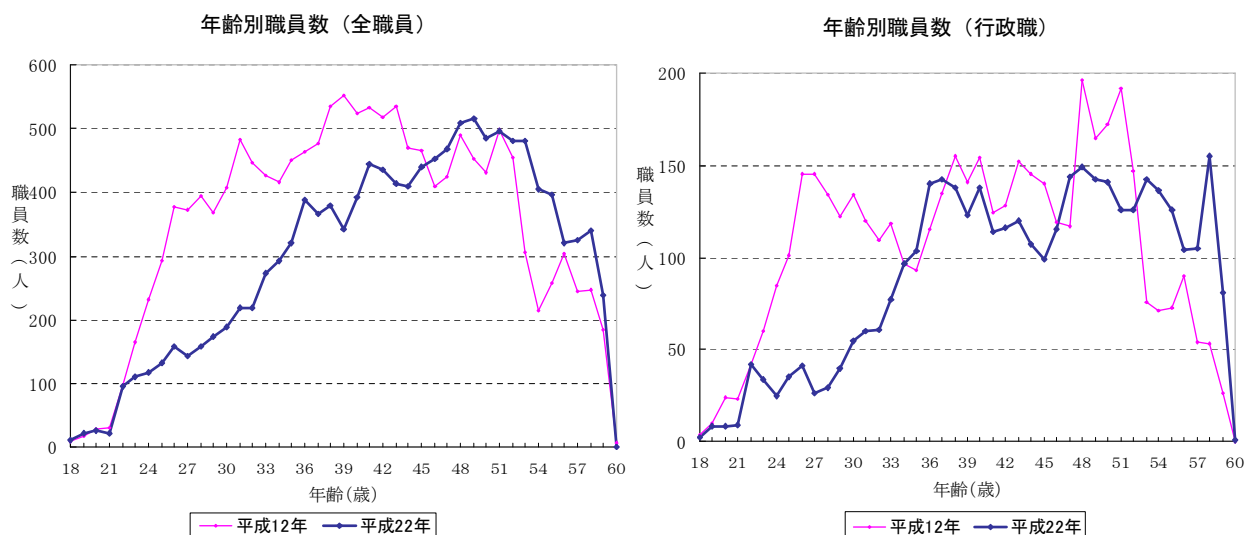
(参考資料第1表)

### 部局別職員構成比



(参考資料第2表)

年齢別の職員数を10年前と比較してみると、近年の採用者数の抑制を受けて職員数が減少する中、平均年齢は全職員で3.1歳、行政職では3.9歳上昇している。  
(参考資料第4表)



## (2) 職員の給与

平成22年4月分の職員の平均給与月額は、特例条例による減額措置前（以下「減額措置前」という。）では401,372円で、昨年に比べ3,406円減少（ $\Delta 0.8\%$ ）しており、特例条例による減額措置後（以下「減額措置後」という。）では376,403円で3,245円の減少（ $\Delta 0.9\%$ ）となっている。

職員の平均年齢が昨年に比べ高くなっているにも関わらず、平均給与月額が減少しているのは、平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置により支給されている差額<sup>(注)</sup>（以下「切替に伴う差額」という。）が減少していることによる。

また、行政職の職員の平均給与月額は、減額措置前では378,345円で、昨年に比べ4,069円減少（ $\Delta 1.1\%$ ）しており、減額措置後では354,103円で3,923円の減少（ $\Delta 1.1\%$ ）となっている。  
(参考資料第7表)

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われた。

本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

### ○経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日（平成18年4月1日）における給料月額が、その前日に受けていた給料月額（切替前給料月額）に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

### 職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成22年	平成21年	平成22年	平成21年
給 料	円 372,591	円 375,616	円 349,521	円 353,262
管 理 職 手 当	6,350	6,331	7,938	7,693
扶 養 手 当	11,444	11,699	12,796	13,074
地 域 手 当	432	422	604	599
住 居 手 当	3,549	3,606	2,231	2,353
特 地 勤 務 手 当	4,610	4,650	3,351	3,434
そ の 他	2,396	2,454	1,904	1,999
合 計	401,372 (376,403)	404,778 (379,648)	378,345 (354,103)	382,414 (358,026)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 4 その他は、初任給調整手当等である。

## 2 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内237の民間事業所のうちから層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した126事業所を対象に「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。(参考資料第19表)

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,601人及び研究員、医師等職種1,069人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

- (注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

## (1) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は16.7%（昨年17.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は33.8%（同35.7%）とともに昨年に比べて減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所について、昨年は1.2%であったが、本年は該当がなかった。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.8%（昨年65.5%）と増加し、定期昇給を停止した事業所の割合は1.4%（同15.1%）と減少している。昇給額が昨年に比べ増額となっている事業所の割合は38.7%（同26.0%）と増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は11.0%（同12.7%）と減少している。

### 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	16.7 (17.2)	33.8 (35.7)	0.0 (1.2)	49.5 (45.9)
課長級	14.8 (17.8)	29.7 (23.4)	1.4 (1.9)	54.1 (56.9)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		昨年 に 比べ 増額	昨年 に 比べ 減額	昨年と 変化なし			
係員	84.2 (80.6)	82.8 (65.5)	38.7 (26.0)	11.0 (12.7)	33.1 (26.8)	1.4 (15.1)	15.8 (19.4)
課長級	81.1 (67.5)	78.8 (54.6)	34.9 (22.7)	10.9 (12.1)	33.0 (19.8)	2.3 (12.9)	18.9 (32.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

## (2) 雇用調整の実施状況

平成22年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は43.1%と昨年（55.7%）に比べて減少しているものの、依然として高い水準となっている。

## 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	21.9 (17.0)	1.5 (2.2)	4.5 (11.3)	1.8 (7.0)	4.4 (4.5)	1.5 (0.0)	16.7 (24.6)	16.7 (26.9)	0.0 (2.8)	10.0 (11.9)	43.1 (55.7)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 ( ) 内の数字は、平成21年の割合である。

### 3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で△1.2%、松江市で△0.7%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ184,950円、200,800円及び216,660円となっている。  
(参考資料第30表、第31表)

### 4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成21年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、98.7であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.1となっており、平成17年度以降は全国でも低い水準となっている。

#### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成21年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	4
100以上102未満	16
98以上100未満	11
96以上 98未満	7
94以上 96未満	4
94未満	5
都道府県平均指数	98.7
島根県	93.1

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

## 5 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。  
(参考資料第20表)

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,200円に対して職員給与は減額措置前では380,965円であり、10,765円(2.83%)上回っているが、減額措置後では356,542円であり、逆に13,658円(3.83%)下回っている。

(参考資料第16表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較差 A-B ((A-B)/B×100)
	370,200円	減額措置前	380,965円
減額措置後		356,542円	13,658円 ( 3.83%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額3.61月分に相当していた。これは、昨年

(3.65月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.90月)を0.29月分下回っている。(参考資料第27表)

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(3.67月分)と比べても、民間の支給割合が0.06月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.61月分	3.90月分 (3.67月分)	△0.29月分 (△0.06月分)

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(3.90月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

## 6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。(参考資料5)

### 【職員の給与等に関する報告・勧告】

#### 第1 職員の給与等

##### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

###### ア 公務員給与と民間給与の実態

###### (ア) 公務員給与の状況

民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(144,513人、平均年齢41.9歳)の本年4月における平均給与月額(395,666円)となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(260,581人、平均年齢42.2歳)では408,496円となっている。

###### (イ) 民間給与の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べてやや増加している。また、定期昇給の額が昨年に比べ



て増額となっている事業所の割合が昨年に比べて増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は減少している。

また、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は39.0%で、その内容は採用の停止・抑制、残業の規制、一時帰休・休業の順になっている。

## イ 民間給与との比較

### (ア) 月例給

公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、4月分の給与額の比較(ラスパイレス方式)を行ったところ、公務員給与が民間給与を757円(0.19%)上回っていた。

国の公務員給与と全国の民間給与との較差

民間給与(A)	公務員給与(B)	較 差	
		A - B	((A-B)/B×100)
394,909円	395,666円	△ 757円	( △0.19%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額額の3.97月分に相当しており、公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.15月)が民間事業所の特別給を0.18月分上回っていた。

## ウ 本年の給与の改定

### (ア) 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員(行政職俸給表(一)5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表(一)適用職員等を除く。)に対する俸給月額額の支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の俸給月額に本年の官民較差を考慮して定めた100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を当該俸給月

額から減ずることとし、これによると職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額まで減ずることとする。

この措置の適用を受ける職員に支給する専門スタッフ職調整手当等について、所要の措置を講ずるものとする。また、俸給の特別調整額についても、同様とする。

#### (イ) 俸給表

(ア) の措置による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差と同程度の平均0.1%の引下げ改定を行うこととする。

改定に当たっては、民間の給与水準を下回っている30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引き下げるものとする。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表(医療職俸給表(一)及び任期付研究員俸給表(若手育成型)を除く。)についても、行政職俸給表(一)との均衡を考慮して、俸給月額の引下げ改定を行うものとする。

#### (ウ) 経過措置額の取扱い

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定による俸給(経過措置額)についても、医療職俸給表(一)適用職員及び任期付研究員(若手育成型)を除き、引き下げるものとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた俸給月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率(△0.24%)及び本年の行政職俸給表(一)の最大の号俸別改定率(△0.17%)を考慮して定めた100分の99.59を乗じて得た額とする。さらに、(ア)の措置の対象職員にあつては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額に(ア)の措置の割合(100分の1.5)を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする。

#### (エ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とする。本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととし、平成23年度以降においては、民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

国の一般職員の支給月数

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月（支給済み）	1.35月（現行1.5月）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.65月（現行0.7月）
23年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月

(オ) 超過勤務手当

民間の実態を踏まえ、公務においても、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施することとする。

(カ) 改定の実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（△0.28%）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして、本年12月期の期末手当の額において調整を行うこととする。

(2) 給与構造改革の進捗状況等

ア 給与構造改革の進捗状況

給与構造改革は、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきており、当初予定していた施策の導入・実施は本年度で

すべて終了することとなる。

#### イ 地域別の民間給与との較差の状況

給与構造改革前と比べると、地域別の較差の差は相当程度縮小していることから、地域ブロック間の給与配分の見直しについては、これまでのところ着実に成果を挙げてきているものと考えられるが、今後最終的な検証を行う必要がある。

#### ウ 給与構造改革期間終了後の取組

##### (ア) 昇給抑制の回復措置の実施

俸給の引下げについては経過措置を設けて段階的に行うこととしたため、必要な制度改正原資を確保することを目的として平成18年度から平成21年度までの4年間にわたり全職員の昇給を毎年1号俸抑制してきたところであるが、平成23年4月にかけて生ずる制度改正原資については若年・中堅層を中心にこれまで抑制されてきた昇給の回復に充てることとし、具体的には平成22年1月1日に昇給抑制を受けた者の号俸を平成23年4月1日に1号俸上位に調整することとする。

##### (イ) 高齢層給与の見直し

50歳台後半層の職員の給与については、民間の動向を踏まえながら、適切な均衡が図られるよう、定年延長の検討の中であるべき給与制度についても検討することとしたい。60歳台前半の給与についても、民間の給与の状況等を踏まえ、職務と責任を考慮しつつ、具体的な給与水準及び給与体系を設計することとする。

##### (ウ) その他の取組

勤務実績の給与への反映については、必要に応じて基準の見直しを行うなど、今後も適切な運用が確保されるよう努めていくこととする。

## 第2 公務員の高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

### (1) 高齢期雇用をめぐる社会の動き

高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっており、公務においても能率的な行政運営を確保しながらこの問題に取り組んでいく必要がある。

## (2) 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を段階的に65歳まで延長することが適当である。60歳台前半の職員の給与水準については、民間の所得水準を踏まえつつ、職員の職務と責任を考慮して設定する。あわせて、多様な働き方を選択できるようにすることが適当である。

なお、定年延長に当たっては、能力・実績主義の徹底を図りながら、60歳以降の働き方を含めて採用から退職に至る公務員人事管理全体を見直していくことが不可欠と考える。

## (3) 定年延長に向けた制度見直しの骨格と今後の課題

### ア 定年延長に向けた制度見直しの骨格

#### (ア) 定年延長と60歳台の多様な働き方

定年の65歳への引上げ、高齢期の働き方に関する意向を聴取する仕組み、役職定年制、定年前の短時間勤務制、人事交流の機会の拡充を検討する。

#### (イ) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の職員については、民間の実情を踏まえ、給与水準を相当程度引き下げることとして具体的な給与水準及び給与体系を設計する。なお、60歳前の給与については、本年の勧告においても民間水準を上回っている50歳台後半層の給与について特に1.5%減ずる方策を講ずることとしたところであるが、今回の改定後においても50歳台においては公務員給与が民間給与を上回っている状況にあり、今後、定年延長に伴う給与制度の見直しを行うことも念頭

に置きつつ、特に官民の差の大きい50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しを行うよう検討する。

(ウ) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いや、原則となる定年を超える特例的な定年の必要性、勤務延長制度や現行の再任用制度の存置、能力開発等を検討する。

イ 今後の課題

アに基づき、更に検討を進め、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしたい。

(4) 60歳定年まで勤務できる環境の整備

定年までの勤務を前提とした人事管理を行うための環境整備に関する「退職管理基本方針」に掲げられた課題について検討を進め、可能なものから施策を具体化していく。

**【公務員人事管理に関する報告】**

(1) 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

ア 公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組みと特徴を十分踏まえて行う必要がある。

イ 自律的労使関係制度の在り方については、基本権制約の程度等に応じて4つのパターンが考えられる。

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

ウ 自律的労使関係制度の在り方を議論する際は、国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保等の論点について詰める必要がある。

エ 見直しの基本的方向を定め、各論点を十分に詰めた上で、全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要がある。

## (2) 基本法に定める課題についての取組

平成24年度の新採用試験実施に向け、所要の準備を行うとともに、時代の要請に応じた公務員の育成を図るため研修の体系化と研修内容の充実を図る。また、官民人事交流等を推進する。さらに女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針を見直すなど実効性のある取組みを強化していく。

## (3) その他の課題についての取組

非常勤職員制度の改善、超過勤務の縮減、適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進を図る。

## 7 むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

### (1) 月例給について

本県の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給が改善傾向にあるものの、ベースアップを中止した事業所の割合や、賃金カット等の雇用調整の実施状況については依然として高い水準にとどまっている。このような状況の中で、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており（2.83%）、昨年（2.83%）と同じ較差率となった。

このように、昨年の給料月額減額改定及び切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、依然として県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が縮小しておらず調整を要する状況となっている。

一方、国は、俸給表（医療職俸給表（一）、任期付研究員俸給表（若手育成型）及び若年層等の職員が受ける号俸を除く。）の引下げ改定とともに、50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を併せて行うこととしている。具体的には、国は定年延長に伴う給与制度の見直しの中で、50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しのための検討を行うこととしており、当面の措置として50歳台後半層の職員の俸給等及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずることとした。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については一定の引下げを行う必要があると判断した。

引下げを行うに当たっては、本県職員について特例条例による給与の



減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を引き続き考慮する必要がある。

また、人事院は俸給表の引下げ改定に併せ、50歳台後半層の職員<sup>(注1)</sup>を対象とした給与の抑制措置を給与制度の見直しを念頭に置いて勧告している。

以上を総合的に勘案して人事院勧告に準じた給料表の引下げ改定及び当該給与の抑制措置を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定及び措置を行うことから、切替に伴う差額の算定基礎となる額についても人事院勧告の内容を考慮して引き下げることとする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び切替に伴う差額の算定基礎となる額の引下げ改定並びに50歳台後半層の職員の給与の抑制措置を行うこととする。<sup>(注2)</sup>

50歳台後半層の職員の給与の抑制措置の適用を受ける職員に支給する農林漁業普及指導手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）についても、当該給与の抑制措置と同様の措置を講ずることとする。

(注1) 行政職俸給表(一)5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職俸給表(一)適用職員、指定職俸給表適用職員、再任用職員、任期付研究員並びに特定任期付職員を除く。

(注2) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

## (2) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間の特別給の支給割合(3.61月分)は昨年(3.65月分)と比べて減少(△0.04月分)している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(3.90月分)は民間の支給割合を0.29月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手

当・勤勉手当の支給相当月数（3.67月分）で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.06月分上回っていることが認められた。

一方、国は、期末手当・勤勉手当の年間の支給月数を3.95月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員の状況を考慮し、一定の水準を確保しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.05月分引き下げ3.85月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては12月期の期末手当を0.05月分引き下げることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

### （3）高等学校及び特別支援学校に設置される主幹教諭について

学校教育法が改正され、平成20年4月1日より学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭<sup>（注）</sup>を置くことができることとなった。

（注）各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

本県においては平成21年4月より小・中学校に主幹教諭が設置されたところであるが、今般、平成23年度より高等学校及び特別支援学校に主幹教諭を設置する方針が決定されたところである。

この方針決定を受け、本委員会として主幹教諭の処遇を検討した結果、小・中学校と同様に以下のとおりとすることが適当であると判断した。

## ア 主幹教諭の給料表

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、給料表に定める職務の級に分類することとされており、現在の4級制の高等学校等教育職給料表のうち、教諭は2級、教頭は3級に分類されている。

高等学校及び特別支援学校に新たに設置される主幹教諭の職務については、その職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、現行の2級と3級の間になんたな級（特2級）を設けることとする。

## イ 主幹教諭の諸手当等

主幹教諭については、教職調整額を支給することとし、管理職手当は支給しない。また、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合については、100分の10とする。

（注）教育職員には時間外勤務手当は支給されず、校長及び教頭には管理職手当が、職務の級が1級又は2級の教諭等には教職調整額（給料月額4%）が支給されている。また、期末手当・勤勉手当の基礎となる額については、職の職制上の段階、職務の級等に応じ、校長及び教頭については給料の月額の10～20%が、教諭については給料の月額の0～10%が、それぞれ加算（役職段階別加算）されている。

## （4）その他の手当等について

### ア 時間外勤務手当

月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合については、労働基準法の改正に伴い、本年4月より引上げを行ったところである。国においては、民間の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。本県においても、県内民間事業所の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて平成23年度から月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日を含めることとする。

（参考資料第29表）

### イ 特地勤務手当等

平成22年4月に国家公務員の特地公署等及び小・中学校等教職員の

へき地学校等の見直しが実施されたところであるが、本県においても国の特地公署等及びへき地学校等との均衡を考慮し、特地公署及び準特地公署の見直しを行う必要がある。

#### ウ 初任給調整手当

家畜伝染病発生時の対応等、獣医師の役割がより重要となる中、本県においては獣医師の採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いている。現在、本県の獣医師のうち半数近くが50歳台であることから、このような状況が続いた場合、今後の獣医師の退職により必要な獣医師数の確保が困難になることが考えられる。このことから、本県における獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当を改善する必要がある。

#### エ 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

#### オ 教育職員の給与等

本年度の文部科学省予算においては、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が予定されているところであるが、本県における教員給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

### (5) 改定の実施時期等について

今回の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であることから、この改定を実施するための条例の規定は遡及することなく施行

日からの適用とする。

また、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

なお、現在職員給与について特例条例による減額措置が行われており、実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等を考慮し、今回の改定に伴う給与の年間調整については行わないこととする。

## （6）人事管理上の課題について

### ア 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、県の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっており、複雑・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めなければならない。そのためには、高い気概、使命感、倫理観を持った優秀な人材や高度な専門的知識や民間企業等の経験を有する多様な人材の確保が必要不可欠である。

このため、職員採用に当たっては、細やかな知識の検証よりも論理的な思考力・応用能力の検証や人物面をより重視していく必要がある。

また、採用試験における応募者数については、採用予定者数に比して受験者数が増加せず、受験年齢人口の減少、民間企業志向等により依然減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

今年度の採用試験の実施に当たっては、年齢要件等の緩和やより人物重視の試験とするための制度見直しを行った。また、民間企業経験者等を対象とする経験者採用試験を7年ぶりに行うことにしている。

引き続き優秀かつ多様な人材を確保するために、このような見直し等の効果を検証した上で、試験制度の一層の見直し・改善に取り組む必要がある。

さらに、近年の職員採用の抑制に伴い、他の年齢層に比べて30歳台前半以下の層が少ない状況にあることから、将来の適正な組織運営に支障を来すことがないように、より一層の計画的・安定的な人材確保が

必要である。

一方、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあつて、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、県民の期待と信頼に十分応えていくためには、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

このため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職員が各職場で求められている具体的能力を把握し、自律的にその能力開発を行うための支援や職員同士で刺激やサポートし合う育て・育てられる学習的な職場づくりなどを一層進めていく必要がある。

また、ますます高度専門化する行政ニーズに対応するためには、行政職の職員などの専門性を高めることも必要である。これまでも、このような観点から特定分野に精通した職員の育成が行われているが、今後も、人事異動ローテーションや研修の充実などにより、幅広い視野を持ちつつ専門的な知識や技術を身につけた職員の計画的な育成に努める必要がある。

## イ 能力・実績に基づく人事管理

時代の変化に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図ることが重要であり、そのためには、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。

国は、昨年4月に新たな人事評価制度を施行して、人事評価の結果を任免、給与及び人材育成に活用するなど、能力・実績に基づく人事管理を進めている。

本委員会でも、これまで、人事評価制度は職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならない旨言及してきたところである。

本県は、昨年10月から、それまでの管理職に加えて一般職員についても人事評価制度を本格実施するなど、人事評価制度の整備を図って

いるが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果を処遇に反映する仕組みとなっていない。

評価結果を処遇に反映するに当たっては、職員の勤務成績がより一層、客観的かつ公正に評価されることが重要である。今後、実効性のある人事評価制度の確立に向けた取組みを進める必要がある。

#### ウ 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点のもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

しかし、管理職に占める女性の割合（病院職員・教育職員・警察職員を除く。）は、平成19年度の2.6%が平成22年度には5.2%となるなど、年々向上はしているものの依然低い状況にある。また、平成22年度における各年齢層に占める女性職員の割合は、50歳台が10.1%、40歳台が17.5%、30歳台が29.9%、20歳台が35.9%と若年層になるほど高くなっている。

このため、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材養成をこれまで以上に進めるとともに、女性職員の管理職への積極的登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、女性職員は家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、女性職員の登用を進めるには、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

#### エ 両立支援の推進

職員が、家庭生活、地域活動、自己啓発など自らの生活と職業生活を調和させ、生き生きと意欲的に仕事に臨むことができる環境を整備するワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化に対応しつつ、優秀な人材を確保し、質の高い行政を安定的・継続的に展開していく上で非常に重要である。中でも、仕事と育児・介護の両立に向けた支

援は大きな課題である。

本県は、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業等の両立支援の制度を整備してきており、本年6月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等を行ったところである。

任命権者は、本年3月に、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定した。この計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備に向けた取組みをより一層推進する必要がある。

とりわけ、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための取組みとして、最も重要である。

計画において、任命権者は男性職員の育児休業等取得率の数値目標を50パーセントと設定した。（男性の育児参加のための休暇、育児時間休暇、育児部分休業及び育児短時間勤務を含む。）

計画を策定する際に実施したアンケートによれば、多くの男性職員は、環境さえ整えば育児休業等を取得したいと考えていることが明らかになっている。

このことから、管理監督者は両立支援の必要性や、両立支援制度の内容を十分に理解したうえで、対象職員に対する個別の制度説明や、休暇・休業期間中の職場の業務遂行体制を見直す等、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりをさらに進めていくことが重要である。

#### オ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題であることから、本委員会でも毎年言及しているところである。

任命権者も、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけて、縮減目



標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みを継続的に行っている。

一人当たりの時間外勤務実績は、近年ほぼ横ばいの状態であったものが、昨年度は、緊急経済対策や新型インフルエンザ対応等の影響もあり増加に転じたところである。

時間外勤務は、職員の心身の健康の保持にも影響を与え、最終的には県民サービスにも影響を与える可能性があることから、今後もより一層の時間外勤務縮減に取り組む必要がある。

このため、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握し、効率的な業務運営を図る必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても計画的に仕事を進め、効率よく日々の業務を遂行していく必要がある。

#### カ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。このことから、本委員会では、取組みの必要性について従来から言及してきたところである。

任命権者は、研修の受講機会の拡大、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の予防対策や、療養後の職場復帰支援事業等の様々な取組みを継続的に行っている。本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とする者の数は、一昨年、昨年と減少している。

一方、行政課題の複雑化・高度化により職務の困難性が増す中、様々な要因によりストレスは増大する傾向にあることから、これまで以上に職場単位での対策も必要となっている。

管理監督者は、自らがメンタルヘルス対策の中心的な立場であること

を自覚し、職員の日々の勤務状況・健康状態の把握や、所属職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等、きめ細かい対策を行い、実効性あるものにするのが重要である。

また、職員一人ひとりにおいても、お互い常にコミュニケーションを図りながら助け合い、何でも相談できる職場環境づくりを心がける必要がある。

#### キ 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、定年延長を行う上での高齢期における雇用の考え方を示した上で、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示した。この骨格を基に今後さらに検討を進め、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことにしている。

本県も、このような国の動向を注視しながら、高齢期における給与制度の見直しや加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いなど、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について検討を進める必要がある。

#### (7) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじ

めとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。



## 第2章 職員の給与に関する勧告



## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 55歳を超える職員（高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）の給料月額減額支給等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
海事職給料表	4級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級
高等学校等教育職給料表	3級
中学校及び小学校教育職給料表	3級

### (3) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定管理職員にあつては、1.15月分）とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

## 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.55月分とすること。



#### 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則等で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（1の（2）の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の（2）のAに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

- （1）平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項に掲げる職員（同日において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったもの、医療職給料表(1)の適用を受けていた職員、第2号任期付研究員であつた職員又は第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給であつたものを除く。）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項に掲げる教育職員（同日において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったものを除く。）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）附則第7項に掲げる教職員（同日において教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであったものを除く。）であつた者（（2）において「（1）に掲げる職員」という。） 100分の

99.66

- (2) (1)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

## 5 高等学校及び特別支援学校への主幹教諭の設置に伴う関係条例の改正

### (1) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正

#### ア 給料表について

1の(1)による改定後の高等学校等教育職給料表を別記第4のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

#### イ 級別職務分類基準表について

現行の高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表を別記第6のとおり改定すること。

### (2) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

主幹教諭を教職調整額の支給対象職員とすること。

## 6 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、5については、平成23年4月1日から実施すること。

### (2) 改定に伴う所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任 用職 員以 外の 職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
86	239,700	295,700	344,500	385,700						
87	240,400	296,100	345,000	386,300						
88	241,100	296,500	345,500	386,900						

89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200							
95		299,000	348,700							
96		299,400	349,200							
97		299,600	349,500							
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800	353,400							
107		303,200	353,800							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200	355,100							
111		304,600	355,500							
112		305,000	355,900							
113		305,200	356,400							
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	

再任職以  
外の職員

49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000
51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800
55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500
56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200
57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900
58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500
59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200
60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900
61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600
62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000	
69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700	
70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300	
71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900	
72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500	
73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200	
74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800	
75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400	
76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000	
77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700	
78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500		
79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100		
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700		
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300		
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900		
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500		
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100		
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700		
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500			
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100			
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700			
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300			
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900			
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500			
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100			
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700			
94	302,800	327,000	355,200	390,100				
95	304,100	328,400	356,700	390,700				
96	305,400	329,800	358,200	391,300				
97	306,500	331,200	359,600	391,800				
98	307,700	332,600	360,800	392,400				
99	308,900	334,000	361,900	393,000				
100	310,100	335,400	363,100	393,600				
101	311,300	336,900	364,400	394,100				
102	312,400	338,200	365,500	394,700				
103	313,500	339,500	366,700	395,300				
104	314,600	340,800	367,900	395,900				

105	315,600	342,000	369,200	396,400						
106	316,300	343,100	369,800	396,900						
107	317,000	344,200	370,400	397,400						
108	317,700	345,300	371,000	397,900						
109	318,400	346,500	371,700	398,200						
110	319,100	347,500	372,300	398,700						
111	319,800	348,500	372,900	399,200						
112	320,500	349,500	373,500	399,700						
113	321,300	350,600	374,000	400,100						
114	322,100	351,600	374,600	400,600						
115	322,900	352,600	375,200	401,100						
116	323,700	353,600	375,800	401,600						
117	324,300	354,700	376,300	402,000						
118	325,100	355,300	376,900	402,500						
119	325,900	355,900	377,500	403,000						
120	326,700	356,500	378,100	403,500						
121	327,400	357,000	378,500	403,900						
122	327,900	357,500	379,100	404,400						
123	328,400	358,000	379,700	404,900						
124	328,900	358,500	380,300	405,400						
125	329,200	359,000	380,800	405,800						
126		359,500	381,300							
127		360,000	381,800							
128		360,500	382,300							
129		361,000	382,600							
130		361,500	383,100							
131		361,900	383,600							
132		362,400	384,100							
133		362,900	384,400							
134		363,400	384,900							
135		363,900	385,300							
136		364,400	385,800							
137		364,700	386,100							
138		365,100	386,600							
139		365,600	387,100							
140		366,100	387,600							
141		366,400	387,900							
142		366,900								
143		367,400								
144		367,900								
145		368,200								
再任用職員		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官に適用する。



海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,000	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	139,000	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	140,100	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	141,100	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	142,100	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	143,400	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	144,700	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	146,000	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	147,100	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	149,100	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	151,000	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	152,900	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	155,000	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	157,000	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	158,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	160,800	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	162,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	165,200	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	167,500	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	169,800	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	172,200	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	174,700	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	177,100	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	179,600	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,800	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	184,200	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	186,600	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	189,100	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	191,600	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	194,200	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	196,900	273,000	324,900	386,400	427,600
	32	199,500	274,700	326,700	388,600	429,300
	33	201,900	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	204,600	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	207,300	279,400	331,400	394,300	433,500
	36	210,000	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	212,600	282,400	334,700	398,000	436,200
	38	214,200	283,800	336,300	399,500	437,200
	39	215,800	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	217,400	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	218,900	288,000	341,000	403,500	440,100
	42	220,400	289,300	342,500	404,800	440,900
	43	221,900	290,500	344,000	406,100	441,700
	44	223,400	291,700	345,500	407,500	442,500
	45	225,000	293,000	347,100	409,000	443,200
	46	226,100	294,400	348,500	410,400	443,900
	47	227,200	295,800	349,900	411,800	444,600
	48	228,300	297,200	351,300	413,200	445,300

再任 用職 員以 外の 職員	49	229,500	298,700	352,600	414,600	446,000	
	50	230,400	299,800	354,100	415,500	446,700	
	51	231,300	300,900	355,600	416,400	447,400	
	52	232,200	302,000	357,100	417,300	448,100	
	53	233,100	303,200	358,500	417,900	448,800	
	54	234,000	304,300	359,900	418,500	449,500	
	55	234,900	305,400	361,300	419,100	450,200	
	56	235,800	306,500	362,700	419,700	450,900	
	57	236,800	307,700	363,700	420,300	451,600	
	58	237,700	308,800	364,900	420,900	452,300	
	59	238,600	309,900	366,100	421,500	453,000	
	60	239,500	311,000	367,400	422,100	453,700	
	61	240,400	311,900	368,600	422,700	454,300	
	62	241,300	312,700	369,200	423,300	455,000	
	63	242,200	313,500	369,800	423,900	455,700	
	64	243,100	314,300	370,400	424,500	456,400	
	65	243,700	314,900	370,800	425,100	456,900	
	66	244,400	315,600	371,300	425,700	457,600	
	67	245,100	316,300	371,800	426,300	458,300	
	68	245,800	317,000	372,300	426,900	459,000	
	69	246,200	317,800	372,900	427,600	459,500	
	70	246,900		373,400	428,200	460,200	
	71	247,500		373,900	428,800	460,900	
	72	248,200		374,400	429,400	461,600	
	73	248,800		375,000	430,100	462,100	
	74	249,500		375,500	430,700		
	75	250,200		376,000	431,300		
	76	250,900		376,500	431,900		
	77	251,600		377,100	432,600		
	78	252,300		377,600	433,300		
	79	252,900		378,100	434,000		
	80	253,500		378,600	434,700		
	81	254,000		379,200	435,200		
	82	254,500		379,700	435,900		
	83	255,000		380,200	436,600		
	84	255,500		380,700	437,300		
	85	255,800		381,300	437,800		
	86			381,800	438,500		
	87			382,300	439,200		
	88			382,800	439,900		
	89			383,400	440,400		
	90			383,900			
	91			384,400			
	92			384,900			
	93			385,400			
	94			385,900			
	95			386,400			
	96			386,900			
	97			387,500			
	98			388,000			
	99			388,500			
	100			389,000			
	101			389,600			
	再任 用職 員		218,900	249,100	283,400	325,500	355,200

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000

	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		
	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		
	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		

	89	281,900	334,200	404,900		
	90	283,100	334,800			
	91	284,300	335,400			
	92	285,500	336,000			
	93	286,600	336,400			
	94	287,600	336,900			
	95	288,600	337,400			
	96	289,600	337,900			
	97	290,200	338,500			
	98	291,100	339,000			
	99	292,000	339,500			
	100	292,900	340,000			
	101	293,800	340,600			
	102	294,500	341,100			
	103	295,200	341,600			
	104	295,900	342,100			
	105	296,700	342,700			
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			
	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
再任用職員以外の職員	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		

81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
86		292,200	329,700	351,600			
87		292,500	330,000	352,000			
88		292,800	330,400	352,400			
89		293,200	330,900	352,900			
90		293,500	331,300	353,300			
91		293,800	331,700	353,700			
92		294,100	332,100	354,100			
93		294,500	332,600	354,600			
94		294,800	332,900	355,000			
95		295,100	333,300	355,400			
96		295,400	333,700	355,800			
97		295,800	333,900	356,300			
98		296,100	334,300	356,700			
99		296,400	334,700	357,100			
100		296,700	335,100	357,500			
101		297,100	335,300	358,000			
102		297,400	335,700	358,400			
103		297,700	336,100	358,800			
104		298,000	336,500	359,200			
105		298,300	336,700	359,700			
106			337,100				
107			337,500				
108			337,900				
109			338,100				
110			338,500				
111			338,900				
112			339,300				
113			339,500				
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校及び小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。



ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
再任	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
用職	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
員以	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
外の	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
職員	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		

89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			
129	302,300	334,600			
130	302,700	335,000			
131	303,100	335,400			
132	303,500	335,800			
133	303,700	336,100			
134	304,100	336,500			
135	304,500	336,900			
136	304,900	337,300			

	137	305,100	337,600					
	138	305,500	338,000					
	139	305,900	338,400					
	140	306,300	338,800					
	141	306,500	339,100					
	142	306,900	339,500					
	143	307,300	339,900					
	144	307,700	340,300					
	145	307,900	340,600					
	146	308,300	341,000					
	147	308,700	341,400					
	148	309,100	341,800					
	149	309,300	342,100					
	150	309,600	342,500					
	151	309,900	342,900					
	152	310,200	343,300					
	153	310,600	343,600					
	154	310,900						
	155	311,200						
	156	311,500						
	157	311,900						
	158	312,200						
	159	312,500						
	160	312,800						
	161	313,200						
	162	313,500						
	163	313,800						
	164	314,100						
	165	314,500						
	166	314,800						
	167	315,100						
	168	315,400						
	169	315,800						
再任用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	

	49	237,600	306,600	423,400
	50	239,300	309,100	425,000
	51	241,000	311,600	426,600
	52	242,700	314,100	428,200
	53	244,100	316,500	429,900
	54	245,800	318,700	431,500
	55	247,400	320,900	433,100
	56	249,100	323,100	434,700
	57	250,600	325,400	436,400
	58	252,200	327,600	438,000
	59	253,800	329,800	439,500
	60	255,400	331,900	441,100
	61	257,000	334,100	442,800
	62	258,600	336,300	444,400
	63	260,200	338,500	446,000
	64	261,700	340,700	447,600
	65	263,200	342,900	449,300
	66	264,900	345,100	450,900
	67	266,500	347,300	452,500
	68	268,200	349,500	454,100
	69	269,700	351,500	455,700
	70	271,200	353,600	457,300
	71	272,700	355,700	458,900
	72	274,200	357,800	460,500
	73	275,500	359,600	462,000
	74	276,900	361,500	463,000
	75	278,300	363,500	464,000
	76	279,700	365,400	465,000
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	77	281,100	367,400	465,800
	78	282,300	369,100	
	79	283,500	370,800	
	80	284,700	372,500	
	81	286,000	374,200	
	82	287,200	375,700	
	83	288,400	377,200	
	84	289,600	378,700	
	85	290,900	380,200	
	86	292,100	381,700	
	87	293,300	383,200	
	88	294,500	384,700	
	89	295,700	386,100	
	90	296,900	387,500	
	91	298,100	388,900	
	92	299,300	390,300	
	93	300,100	391,800	
	94	301,300	393,100	
	95	302,500	394,400	
	96	303,700	395,700	
	97	304,700	397,100	
	98	305,800	398,100	
	99	306,900	399,200	
	100	308,000	400,300	
	101	308,900	401,400	
	102	310,000	402,500	
	103	311,100	403,600	
	104	312,200	404,700	

105	313,100	405,600		
106	314,000	406,600		
107	314,900	407,600		
108	315,800	408,600		
109	316,800	409,500		
110	317,400	410,400		
111	318,000	411,300		
112	318,600	412,200		
113	319,300	412,900		
114	319,800	413,700		
115	320,300	414,500		
116	320,800	415,300		
117	321,400	416,100		
118	321,900	416,900		
119	322,400	417,600		
120	322,900	418,400		
121	323,500	419,200		
122	324,000	419,700		
123	324,500	420,200		
124	325,000	420,700		
125	325,600	421,100		
126	326,000	421,600		
127	326,400	422,100		
128	326,800	422,600		
129	327,100	423,000		
130	327,500	423,500		
131	327,900	424,000		
132	328,300	424,500		
133	328,500	424,900		
134	328,800	425,400		
135	329,100	425,900		
136	329,400	426,400		
137	329,800	426,800		
138	330,000			
139	330,300			
140	330,600			
141	330,900			
142	331,200			
143	331,500			
144	331,800			
145	332,100			
146	332,400			
147	332,700			
148	333,000			
149	333,200			
150	333,500			
151	333,800			
152	334,100			
153	334,300			
再任用教育職員	234,700	278,600	336,700	423,100

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校及び小学校教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	



	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
再任 用教 員外 の教 育職 員	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
85	288,500	357,100	411,700	430,900	
86	289,500	358,800	412,500	431,600	
87	290,500	360,500	413,300	432,300	
88	291,500	362,100	414,100	433,000	
89	292,600	363,800	414,900	433,700	
90	293,500	365,100	415,600	434,400	
91	294,400	366,500	416,300	435,100	
92	295,300	367,900	417,000	435,800	
93	295,800	369,400	417,600	436,300	
94	296,600	370,700	418,300		
95	297,400	372,000	419,000		
96	298,200	373,300	419,700		
97	299,100	374,700	420,400		
98	299,900	375,800	421,000		
99	300,700	376,900	421,600		
100	301,500	378,000	422,100		
101	302,400	379,200	422,600		
102	302,900	380,300	423,200		
103	303,400	381,400	423,800		
104	303,900	382,500	424,300		
105	304,400	383,500	424,700		
106	304,800	384,500	425,300		
107	305,200	385,400	425,900		
108	305,600	386,400	426,400		
109	305,800	387,300	426,900		
110	306,200	388,300			
111	306,600	389,300			
112	307,000	390,300			

113	307,200	391,100			
114	307,500	392,000			
115	307,800	392,900			
116	308,100	393,800			
117	308,400	394,800			
118	308,700	395,600			
119	309,000	396,400			
120	309,300	397,200			
121	309,500	397,900			
122	309,800	398,700			
123	310,100	399,500			
124	310,400	400,300			
125	310,600	401,000			
126		401,700			
127		402,400			
128		403,100			
129		403,900			
130		404,600			
131		405,300			
132		406,000			
133		406,500			
134		407,100			
135		407,700			
136		408,300			
137		408,700			
138		409,300			
139		409,900			
140		410,500			
141		410,900			
142		411,500			
143		412,100			
144		412,700			
145		413,100			
146		413,700			
147		414,300			
148		414,900			
149		415,300			
再任用 教職員	225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

## 別記第4

## 高等学校等教育職給料表

教育 職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	
	39	219,900	281,000	350,300	407,100	
	40	221,700	283,600	352,500	408,700	
	41	223,600	286,100	354,700	410,400	
	42	225,400	288,700	356,800	412,000	
	43	227,200	291,200	358,900	413,600	
	44	229,000	293,700	361,000	415,200	
	45	230,900	296,000	363,100	416,900	
	46	232,600	298,700	365,200	418,500	
	47	234,300	301,400	367,200	420,100	
	48	236,000	304,100	369,300	421,700	
	49	237,600	306,600	371,200	423,400	
	50	239,300	309,100	373,100	425,000	
	51	241,000	311,600	375,100	426,600	
	52	242,700	314,100	377,100	428,200	

	53	244,100	316,500	379,100	429,900
	54	245,800	318,700	380,900	431,500
	55	247,400	320,900	382,700	433,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700
	57	250,600	325,400	386,200	436,400
	58	252,200	327,600	387,900	438,000
	59	253,800	329,800	389,600	439,500
	60	255,400	331,900	391,300	441,100
	61	257,000	334,100	393,000	442,800
	62	258,600	336,300	394,500	444,400
	63	260,200	338,500	396,000	446,000
	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
	75	278,300	363,500	413,300	464,000
	76	279,700	365,400	414,700	465,000
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	77	281,100	367,400	416,100	465,800
	78	282,300	369,100	417,500	
	79	283,500	370,800	418,800	
	80	284,700	372,500	420,200	
	81	286,000	374,200	421,600	
	82	287,200	375,700	422,900	
	83	288,400	377,200	424,200	
	84	289,600	378,700	425,500	
	85	290,900	380,200	426,800	
	86	292,100	381,700	428,000	
	87	293,300	383,200	429,200	
	88	294,500	384,700	430,400	
	89	295,700	386,100	431,600	
	90	296,900	387,500	432,700	
	91	298,100	388,900	433,800	
	92	299,300	390,300	434,900	
	93	300,100	391,800	436,000	
	94	301,300	393,100	437,100	
	95	302,500	394,400	438,200	
	96	303,700	395,700	439,300	
	97	304,700	397,100	440,400	
	98	305,800	398,100	441,200	
	99	306,900	399,200	442,000	
	100	308,000	400,300	442,800	
	101	308,900	401,400	443,600	
	102	310,000	402,500	444,200	
	103	311,100	403,600	444,800	
	104	312,200	404,700	445,400	
	105	313,100	405,600	445,900	
	106	314,000	406,600	446,500	
	107	314,900	407,600	447,100	
	108	315,800	408,600	447,700	
	109	316,800	409,500	448,300	
	110	317,400	410,400		
	111	318,000	411,300		
	112	318,600	412,200		

113	319,300	412,900			
114	319,800	413,700			
115	320,300	414,500			
116	320,800	415,300			
117	321,400	416,100			
118	321,900	416,900			
119	322,400	417,600			
120	322,900	418,400			
121	323,500	419,200			
122	324,000	419,700			
123	324,500	420,200			
124	325,000	420,700			
125	325,600	421,100			
126	326,000	421,600			
127	326,400	422,100			
128	326,800	422,600			
129	327,100	423,000			
130	327,500	423,500			
131	327,900	424,000			
132	328,300	424,500			
133	328,500	424,900			
134	328,800	425,400			
135	329,100	425,900			
136	329,400	426,400			
137	329,800	426,800			
138	330,000				
139	330,300				
140	330,600				
141	330,900				
142	331,200				
143	331,500				
144	331,800				
145	332,100				
146	332,400				
147	332,700				
148	333,000				
149	333,200				
150	333,500				
151	333,800				
152	334,100				
153	334,300				
再任用教育職員	234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第5 切替要領

改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における教育職員の職務の級及び号給は、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。

## 別記第6

### 高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表

- (1) 1級 高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
- (2) 2級 高等学校又は特別支援学校の教諭若しくはこれに相当する職、養護教諭、栄養教諭、実習主任又は主任寄宿舍指導員の職務
- (3) 特2級 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
- (4) 3級 高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
- (5) 4級 高等学校又は特別支援学校の校長の職務

## 給与等に関する参考資料



# 目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考 - 1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考 - 2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考 - 3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考 - 4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考 - 10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経年数	参考 - 14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考 - 16
第7表	給料表別平均給与月額	参考 - 17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考 - 18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考 - 19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考 - 20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考 - 21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考 - 22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考 - 23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考 - 24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考 - 24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考 - 24
第17表	給料表別退職者等の状況	参考 - 25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考 - 25
2	民間給与実態調査の概要	参考 - 26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考 - 27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考 - 27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考 - 28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考 - 36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考 - 36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考 - 37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考 - 37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考 - 37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考 - 38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考 - 38
第29表	民間における時間外労働等の割増賃金等の状況	参考 - 39
3	生計費及び労働経済関係	参考 - 40
第30表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考 - 41
第31表	労働経済指標	参考 - 42
4	人事管理関係	参考 - 44
第32表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考 - 44
第33表	時間外勤務の状況	参考 - 44
第34表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考 - 45
第35表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考 - 46
5	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子等	参考 - 47
	給与勧告の骨子	参考 - 47
	公務員人事管理に関する報告の骨子	参考 - 49
	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	参考 - 50

## 1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成22年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成22年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成22年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

(エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）

(オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成22年4月1日付けで退職した職員

(エ) 再任用職員

### (3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

### (4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均	平均経験
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年数
全給料表	22年	12,603	100.0	65.3	34.7	79.4	5.9	14.6	0.1	44.0	21.9
	21年	12,648	100.0	66.0	34.0	79.0	6.1	14.8	0.1	43.9	21.8
行政職 (中小学校事務職)	22年	3,782	30.0	76.8	23.2	60.8	9.8	29.2	0.1	44.3	22.7
	21年	3,843	30.4	77.4	22.6	60.9	10.0	29.0	0.1	44.3	22.8
	22年	293	2.3	29.4	70.6	13.0	21.8	65.2	0.0	44.0	24.5
	21年	298	2.4	29.9	70.1	15.4	22.8	61.7	0.0	45.1	25.3
公安職	22年	1,458	11.6	96.0	4.0	53.8	1.7	44.5	0.0	40.0	19.0
	21年	1,462	11.6	95.9	4.1	52.8	1.6	45.6	0.0	40.2	19.2
海事職	22年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	65.2	30.4	4.3	41.8	21.8
	21年	48	0.4	100.0	0.0	0.0	66.7	27.1	6.3	40.6	20.7
研究職	22年	245	1.9	85.7	14.3	95.9	2.4	1.6	0.0	42.8	19.8
	21年	248	2.0	86.3	13.7	95.6	2.4	2.0	0.0	43.1	20.1
医療職(1)	22年	38	0.3	84.2	15.8	100.0	0.0	0.0	0.0	42.9	17.2
	21年	39	0.3	87.2	12.8	100.0	0.0	0.0	0.0	43.0	17.4
医療職(2) (中小学校栄養職)	22年	100	0.8	62.0	38.0	83.0	16.0	1.0	0.0	44.6	21.4
	21年	120	0.9	55.0	45.0	77.5	21.7	0.8	0.0	43.7	20.9
	22年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	55.1	35.0
	21年	16	0.1	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	44.6	23.2
医療職(3)	22年	64	0.5	1.6	98.4	73.4	26.6	0.0	0.0	43.4	20.9
	21年	69	0.5	1.4	98.6	78.3	21.7	0.0	0.0	44.1	21.7
高等学校等 教育職	22年	2,068	16.4	61.3	38.7	92.7	4.2	3.1	0.0	43.8	21.1
	21年	2,066	16.3	62.4	37.6	92.3	4.3	3.4	0.0	43.5	20.9
中学校及び 小学校教育職	22年	4,802	38.1	48.0	52.0	95.9	4.1	0.0	0.0	45.2	22.5
	21年	4,753	37.6	48.7	51.3	95.9	4.1	0.0	0.0	45.0	22.3

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。  
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知 事	議 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員	教 育 委 員 会	労 働 委 員 会	漁 業 調 整 委 員 会	警 察	高 校 等	中 学 校	小 学 校	計
給 料 表		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	22年	3,253	20	11	13	315	7	6	1,747	2,228	1,785	3,218	12,603
	21年	3,319	22	11	13	303	7	6	1,752	2,224	1,803	3,188	12,648
行 政 職	22年	2,826	20	11	13	158	7	6	271	177	93	200	3,782
	21年	2,875	22	11	13	163	7	6	272	176	96	202	3,843
(中小学校事務職)	22年										93	200	293
	21年										96	202	298
公 安 職	22年								1,458				1,458
	21年								1,462				1,462
海 事 職	22年	21				21			4				46
	21年	22				22			4				48
研 究 職	22年	211				22			12				245
	21年	216				20			12				248
医 療 職 (1)	22年	38											38
	21年	39											39
医 療 職 (2)	22年	97								1	1	1	100
	21年	102								2	5	11	120
(中小学校栄養職)	22年										1	1	2
	21年										5	11	16
医 療 職 (3)	22年	60				2			2				64
	21年	65				2			2				69
高 等 学 校 等 教 育 職	22年					18				2,050			2,068
	21年					20				2,046			2,066
中 学 校 及 小 学 校 教 育 職	22年					94					1,691	3,017	4,802
	21年					76					1,702	2,975	4,753

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1	1		
2			1						
3									
4									
5	4	1				1	1		
6		2							
7		13							
8		1	2						
9	3	3	13						
10		2	1						1
11	4	4	8			1			
12		1	2						2
13	5	14	15						4
14		1		1					4
15	2	5	7						
16		6	3						5
17	4	8	40					1	
18			2						
19	6	3	10						1
20		1	3						2
21	10	17	27						1
22	1	3	5						
23	5	2	17						
24	1	2	9						1
25	43	7	52	2				1	
26		3	6	1				5	
27	6	2	48	1				7	
28		1	11					5	
29	7	2	30	4				6	
30		1	7					4	
31	20	1	59	3			1	1	
32			8	2				2	
33	14		14	5				1	
34	3		16	3			2	2	
35	20		62	16			1		
36	2	2	15	7			4		
37	13		15	10			3		
38	1		10	6			4		
39	3		101	19			6		
40			11	13			4		
41	8		18	7			1		
42	2		9	7					
43	4		98	5	2				
44	3		13	3	1				
45	14		17	45					
46	2		16	10	2				
47	4		47	28	1	1			
48		1	12	9	1	1			
49	2		15	48	3				
50	4		23	15	5	4			
51	4	1	56	32	3	3			
52	5		7	9	6	4			
53	1		11	26	10	1			
54	3		6	16	5	2			
55			22	46	1	5			
56	3		4	9	8	12			
57	2		2	33	11	10			
58			5	47	4	10			
59	1		1	10	1	8			
60			3	30	19	6			
61			4	23	4	21			
62			7	6	1	10			
63			4	11	6	9			
64			1	24	51	31			
65			2	8	5	46			
66			3	5	14	12			
67				5	6	24			
68			3	38	57	55			
69			1	15	12	27			
70			3	13	12	12			
71			4	8	12	28			
72			11	31	65	29			
73			3	8	18	15			
74	1		1	4	16	21			
75			3	5	27	4			
76			3	31	72	5			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1			18	28	14			
78			1	4	27				
79			1	2	8				
80			1	11	29				
81			1	9	38				
82			3	1	15				
83			1	4	10				
84				9	54				
85				1	318				
86									
87									
88				9					
89				4					
90				2					
91			2						
92			1	2					
93				6					
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	241	109	1,082	845	988	433	28	35	21
									総数 3,782

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人数の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	9								
6									
7									
8									
9	3								
10									
11	11								
12									
13	1								
14				1					
15	16		3	1					
16	1								
17	1		1						
18	1								
19	7		7	1					
20			2						
21	24	3	3						
22			2	1					
23	10	19	8	1					
24		1	1						
25	7	9	6	1					
26	3	4	2	1					
27	27	23	9	2					
28		5	4	2					
29	10	10	14	4	1				
30	6	9	1						
31	12	16	6	1	1				
32	4	3	2						
33	1	9	4	1					
34	4	7	2						
35		13	6	2					
36		4	3	2					
37	3	7	6	5					6
38	3	4	3	2					
39	3	9	5	2	1				
40	3	7	2						
41	4	7	5	5	1				
42	1	8	7	1	2				
43	3	8	9	3	1				
44		1	4	1	2				
45		6	7	3	1				1
46	1	2	3	2					
47	1	5	7	8					
48		2	3	3	1				
49	1	6	4	3					
50	1	1	4	3	1				
51	2	4	3	3	4				
52		3	3	2	1				
53	2	3		1	1				
54		1	2		1				
55		2	5						
56			1		1	1			
57			3	5		2			
58			3	6	2				
59			8	3	1		1		
60	1		1	2				2	
61	1		6	5	1	1		16	
62			1	3	2	1			
63			4	5	3	1			
64			1	1	2				
65			1	1	4				
66				5	2		1		
67			4	1	2	1	10		
68			1	2	2				
69			4	4	4	1	2		
70			2	4	2	1	1		
71			2	2	1	3	1		
72			1	3	3	2	2		
73			1	3	5	2	5		
74				4	2	3	1		
75			3	2	2	4	2		
76			3	1	3	3	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	3	4	3	16		
78			1	3	4	4			
79			2	2	5	2			
80			1	4	5	2			
81				6	14	5			
82			4	6	5	2			
83				2	3	3			
84				4	10	3			
85				2	10	76			
86				1	7				
87			1	2	10				
88			1	4	9				
89				5	6				
90			1	9	11				
91			1	6	1				
92				5	9				
93				7	58				
94				7					
95				4					
96			1	5					
97				7					
98				8					
99			1	7					
100				8					
101			2	4					
102				10					
103				4					
104				6					
105				7					
106			1	6					
107				1					
108				4					
109				2					
110			1	8					
111				5					
112				3					
113				3					
114				7					
115				4					
116				4					
117				10					
118				7					
119				1					
120				3					
121				3					
122				5					
123				3					
124				5					
125				23					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134			1						
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	188	219	238	385	234	126	43	18	7

総数 1,458

海事職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18		2		3		
19				1		
20						
21						
22			1			
23			1			
24			1	1		
25				1		
26						
27				1		
28						
29						
30						
31		1				
32						
33		1				
34						
35						
36			1	1		
37						
38						
39				1		
40						
41				1		
42				1		
43		1				
44						
45						
46				1		
47		1				
48						
49						
50						
51				1		
52						
53						
54						
55				1		
56						
57		1				
58					1	
59					1	
60					1	
61		1			1	
62					1	
63					1	
64				1		
65						1
66						
67						
68						
69		1				
70						
71				1	1	
72						
73				1		
74					1	
75					1	
76				1	1	

号給	級	1	2	3	4	5
77				1		
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85		1				
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92				1		
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
計		10	4	21	10	1
					総数	46

研究職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1			3			
2						
3						
4						
5			2			
6						
7			2			
8						
9						
10						
11			2			
12						
13			1			
14						
15			3			
16						
17						
18						
19			1			
20						
21			1			
22						
23			1			
24						
25			1			
26						
27			1			
28			1	2		
29			6			
30						
31			1			
32				4		
33			1	2		
34				2		
35				1		
36				1		
37			1	3		
38				1		
39			4	1		
40		1			1	
41				2		
42				4		
43			2	3		
44			1	3		
45			3	6	1	
46				1		
47			4			
48			1	5		
49			5			
50						
51			4	1	4	
52				3		
53			2	1	5	
54					3	
55			7	2	2	
56				1	2	
57			1		2	
58				3	3	
59			6	1	1	
60						
61			4			
62				3		
63			6	2		
64						
65			1	2		
66				1		
67			5	1		
68				1	1	
69				3		
70			1	2		
71			6		1	
72			1			
73			1	2		
74				3		
75			5			
76				1		

号給	級	1	2	3	4	5
77				9		
78				1		
79			2			
80			1	2		
81			1	8		
82				1		
83						
84				4		
85				3		
86				2		
87				2		
88				1		
89				9		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		1	102	116	26	0
					総数	245

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				1
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		2		
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21	2			
22				
23		3		
24				
25	2			
26				
27	1	2	1	
28				
29	1			
30				
31			1	
32				
33				1
34				
35		1		
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				1
42				
43		1		
44				
45			1	
46				
47				1
48			1	
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				2
63				
64				1
65				5
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	10	7	15
総数	38			

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		5				
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17		1				
18		1				
19			1			
20						
21			4			
22			1			
23	1					
24						
25						
26		1				
27			1			
28						
29		3	1			
30						
31				1		
32		1				
33		1				
34					1	
35				1		
36					1	
37			1			
38		1				
39				2		
40					1	
41			2			
42						
43			2	1		
44						
45					1	
46						
47				2	1	
48					1	
49			1			1
50				2		
51		1			1	
52						1
53						1
54						
55					2	
56						
57						
58						
59						
60					2	4
61						1
62						
63						4
64						2
65					2	
66						
67						
68					1	
69						
70						
71						
72					1	
73					1	
74						
75					1	
76					3	

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78					1	
79					2	
80					1	
81					4	
82					1	
83					1	
84					1	
85					14	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	17	14	9	45	14
総数	100					



医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			2			
14			1			
15		1				
16			1			
17			1			
18						
19		2				
20						
21						
22						
23		2		1		
24			2			
25		1				
26						
27		1		1		
28						
29			1			
30			1			
31		1	1	1		
32				1		
33						
34						
35						
36						
37						
38				1		
39						
40		1		1		
41				1	1	
42						
43						
44						
45						
46						1
47						
48					1	
49						
50						
51						
52						
53				1		
54				2	1	
55						
56						1
57				1		
58						1
59						
60						
61					2	
62						
63					1	
64						
65						
66						
67					1	
68					2	
69					2	
70					2	
71					1	
72						
73					2	
74						
75					1	
76						
77						
78					2	
79						
80					2	
81						
82					2	
83						
84						

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91					1	
92					1	
93					8	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	9	10	11	31	3
					総数	64

高等学校等教育職給料表

級 号 給	1	2	3	4
1		1		
2				
3				
4				
5		1		
6				
7		4		
8				
9		3		
10				
11		2		
12				
13		4		
14				
15		3		
16				
17		5		
18				
19		6		
20		2		
21		10		
22		1		
23		2		
24		1		1
25		10		
26		1		
27		6		1
28				4
29		11		
30		3		2
31		13		2
32		4		6
33	1	11		3
34		4		3
35		6		3
36		1		4
37	2	12		24
38		7		
39		17		
40	1	3		
41		9		
42		1		
43		14		
44		5		
45		17		
46	1	5		
47		15		
48		7		
49	2	23		
50		6		
51	1	17	1	
52		7	3	
53	1	23	3	
54		5	2	
55		31		
56		12	1	
57		14	1	
58		6	1	
59		39	1	
60	1	13	8	
61		18	4	
62		14	4	
63	2	35	3	
64	1	9	1	
65		22	7	
66	1	4	4	
67		43	2	
68	2	7	5	
69	4	16	2	
70	2	10	2	
71	2	35	3	
72	2	6	3	
73	1	28	2	
74	1	7	2	
75	1	30		
76	1	16	2	
153				
計	88	1,858	69	53
			総数	2,068

中学校及び小学校教育職給料表

級 号 給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					1
11					
12					1
13		21			1
14					1
15					4
16					5
17		16			5
18					6
19		17			5
20		1			10
21		11			16
22					6
23		20			17
24		1			7
25		15			8
26		1			8
27		20			15
28					12
29		15			11
30		2			13
31		15			20
32		2			17
33		20			11
34		5			13
35		5			18
36					10
37		29			126
38		3			
39		9			
40		4			
41		32			
42		7			
43		10			
44		6			
45		19		1	
46		6			
47		13			
48		18			
49		25			
50		6		1	
51		19			
52		5			
53		16			
54		4		2	
55		17		1	
56		8		2	
57		28		1	
58		12		1	
59		16		5	
60		10		5	
61		23		8	
62		10		11	
63		20		11	
64		9		11	
65		26		14	
66		19		10	
67		40	1	11	
68		15		18	
69		30	1	22	
70		11		12	
71		37	1	7	
72		13		11	
73		31		20	
74		15	3	11	
75		42	1	10	
76		15		22	
計	0	4,032	13	390	367
			総数	4,802	

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

年齢	給料表 級	行政職給料表										公安職給料表									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18	歳	2									2	9									9
19		8									8	14									14
20		8									8	17									17
21		9									9	11									11
22		42									42	30									30
23		33	1								34	37	1								38
24		25									25	19	23								42
25		26	9								35	12	36	5							53
26		19	22								41	11	41	12							64
27		5	21								26	9	32	18							59
28		9	20								29	5	22	23	1						51
29		14	18	8							40	5	21	22	1						49
30		9	7	39							55	5	17	13	5						40
31		6	3	50						1	60		13	19	6						38
32		7	2	52							61	1	7	17	8						33
33		3	1	72						1	77	3	3	19	12						37
34		1	2	93							97		2	18	12						32
35		1	1	101							103		1	16	9						26
36		1		139							140			17	19	1					37
37				140						1	142			9	7	1					17
38		1	1	136							138			8	12	4					24
39		2		119	2						123			7	10	5					22
40		1	1	37	99						138				12	5					17
41		1		13	100						114			4	11	5	1				21
42		3		16	95	1				1	116			1	12	3					16
43				18	95	6				1	120			2	15	3	4				24
44				10	83	14					107				16	3	4	1			24
45				4	74	20				1	99			4	18	6	4	1			33
46				5	67	43					115			2	26	8	4				40
47				7	67	67	1		1		144				21	3	4	2			30
48		1		6	59	82	1				149				22	7	7	3			39
49		1		7	26	97	11				142				21	10	12	4	1		48
50		1		2	30	89	18			1	141				13	13	7	3	1		37
51		1		3	16	72	33	1			126				12	20	6	7	1		46
52				5	11	79	28	3			126			1	15	12	5	5	4		42
53					9	83	49	1			142				22	13	9	2			46
54					6	68	52	3	5	2	136			1	11	9	4	4	2		31
55					3	72	41	5	5		126				10	27	6	3	2	2	50
56					2	43	45	7	7		104				6	27	2	1	2		38
57					1	52	36	3	9	4	105				5	19	16	2		4	46
58						59	76	2	7	11	155				9	15	14	5	4	1	48
59						41	38		1	1	81				6	15	17		1		39
60		1									1										
61																					
62																					
63																					
64																					
65																					
66																					
67																					
68																					
69以上																					
人員計	人	241	109	1,082	845	988	433	28	35	21	3,782	188	219	238	385	234	126	43	18	7	1,458
構成比	%	6.4	2.9	28.6	22.3	26.1	11.4	0.7	0.9	0.6	100.0	12.9	15.0	16.3	26.4	16.0	8.6	2.9	1.2	0.5	100.0
平均年齢	歳	26.3	28.4	36.9	44.9	52.2	55.1	53.9	56.3	56.4	44.3	23.7	27.7	32.9	45.3	52.3	53.1	52.4	54.8	57.0	40.0

給料表 年 齡		海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)					
		1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
18	歳																		
19																			
20																			
21		1					1												
22		1					1		3					3					
23									2					2					
24		1					1		4					4					
25		1					1		2					2					
26									3					3	1				1
27		1					1	1	1					2	1				1
28		1					1		8					8	2				2
29		1					1							1	1				1
30									5					5		2			2
31			1				1		4					4	1	2			3
32			2				2		7					7		3			3
33		1					1		8					8	1				1
34				4			4		5					5					
35		1		1			2		11					11		2			2
36			1	1			2		11					11				1	1
37				2			2		5					5			1		1
38				2			2		11					11					
39				1			1		11					11			1		1
40									1	9				10					
41										14				14			1		1
42				1			1			4				4					
43										8				8			1		1
44				1			1			5				5					
45										5				5					
46										7				7			1	1	2
47				1			1			6				6					
48				1			1			4				4					
49				1	1		2			7				7			1		1
50				1	2		3			6	1			7					
51				1	1		2			8				8				2	2
52				1	1		2			11				11					
53				1	1		2			7				7				2	2
54					1		1			6	3			9			1		1
55		1			1	1	3			2	3			5				3	3
56										3	5			8					
57					1		1			1	6			7				2	2
58					1		1			1	5			6				1	1
59				1			1			2	3			5				2	2
60																			
61																			
62																			
63																			
64																			
65																			
66																			
67																			
68																		1	1
69以上																			
人員計	人	10	4	21	10	1	46	1	102	116	26	0	245	6	10	7	15	38	
構成比	%	21.7	8.7	45.7	21.7	2.2	100.0	0.4	41.6	47.3	10.6	0.0	100.0	15.8	26.3	18.4	39.5	100.0	
平均年齢	歳	30.4	33.2	42.8	53.2	55.9	41.8	27.7	33.5	48.0	56.8		42.8	28.5	32.6	44.4	54.7	42.9	

給料表 級 年齢	医療職給料表								医療職給料表							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18																
19																
20																
21																
22																
23										1						1
24			4					4		1						1
25			1					1		2						2
26	1							1		2						2
27		1						1		1						1
28		2						2		1	2					3
29		3	2					5			2					2
30		1	1					2								
31		1	3					4			1					1
32		2	2					4			3					3
33											1	1				2
34			2					2								
35		1	3	1				5				2				2
36				1				1								
37				3				3			1	1				2
38			1	2				3								
39												1				1
40					2			2				2				2
41				2	1			3				2				2
42												1	1			2
43												1				1
44					1			1								
45					2			2					1			1
46		1			1			2								
47					1			1		1			3			4
48					4			4					2			2
49					2			2					5			5
50					5			5					4			4
51					3			3					3			3
52					3			3					2			2
53					6			6								
54					5			5					1			1
55					5	2		7					2	1		3
56					1			1					5			5
57					2	3		5					2			2
58					1	5		6						1		1
59						4		4						1		1
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	1	17	14	9	45	14	0	100	0	9	10	11	31	3	0	64
構成比 %	1.0	17.0	14.0	9.0	45.0	14.0	0.0	100.0	0.0	14.1	15.6	17.2	48.4	4.7	0.0	100.0
平均年齢 歳	26.9	29.8	33.1	38.3	51.3	58.1		44.6		28.3	31.7	39.2	51.6	57.9		43.4

給料表 級 年齢	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表						全給料表	
	1	2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計		
18歳													11
19													22
20													25
21													21
22			1		1		19					19	96
23			5		5		31					31	111
24			5		5		35					35	117
25	1	5			6		32					32	132
26	2	12			14		32					32	158
27		18			18		33					33	142
28	2	11			13		49					49	158
29	2	31			33		43					43	174
30		26			26		59					59	189
31	2	44			46		61					61	218
32	4	45			49		56					56	218
33	5	56			61		85					85	272
34	5	64			69		84					84	293
35	6	53			59		111					111	321
36	8	84			92		104					104	388
37	7	87			94		100					100	366
38	8	66			74		126					126	378
39	9	58			67		116					116	342
40	5	71			76		146					146	391
41	8	106			114		174		1			175	444
42	2	88			90		206		1			207	436
43	2	66			68		187		4			191	413
44	3	67			70		194	2	6			202	410
45	1	96			97		188	3	11			202	439
46	4	66			70		197	1	19			217	453
47	1	64			65		183	4	30			217	468
48	1	65			66		195	1	46	3		245	510
49		68	1		69		188	1	40	10		239	515
50		56	4		60		177	1	35	15		228	485
51		51	6		57		170		43	37		250	497
52		56	9		65		161		32	37		230	481
53		53	12	1	66		137		35	38		210	481
54		39	10	2	51		110		25	36		171	406
55		34	8	6	48		78		16	58		152	397
56		37	8	12	57		64		17	27		108	321
57		45	6	9	60		42		17	37		96	324
58		30	3	12	45		38		9	29		76	339
59		29	2	11	42		21		3	40		64	239
60													1
61													
62													
63													
64													
65													
66													
67													
68													
69以上													1
人員計 人	88	1,858	69	53	2,068	0	4,032	13	390	367	4,802	12,603	
構成比 %	4.3	89.8	3.3	2.6	100.0	0.0	84.0	0.3	8.1	7.6	100.0	100.0	
平均年齢 歳	37.8	43.3	54.3	57.4	43.8		43.8	47.0	51.2	55.0	45.2	44.0	

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	40	2	4		46	24	1	10		35					0	3				3				
1年	18	1	8		27	34	1	14		49		1			1	4				4					0
2年	18		4		22	38	2	19		59					0	3				3	2				2
3年	23	3	10		36	51	2	9		62			1		1	4				4	2				2
4年	15	2	16		33	54	1	13		68		1			1					0	2				2
5年	12	3	6		21	39	2	11		52					0	3				3	2				2
6年	22	1	13		36	54	3	13		70			1		1	9				9	1				1
7年	28	3	17		48	24		5		29		1			1	1				1	3				3
8年	43	3	14		60	38	1	14		53		1			1	5		1		6	3				3
9年	33	1	15		49	29	2	9		40					0	9				9	1				1
10年	51	3	13		67	28	1	5		34					0	7				7	1				1
11年	46	9	16		71	13		9		22		1	1		2	5				5					0
12年	53	5	19		77	15	1	8		24		2			2	9				9	1				1
13年	75	12	16		103	12		5		17		3	1		4	9				9					0
14年	83	14	14		111	13		12		25		2			2	5				5					0
15年	84	14	20	1	119	5	1	7		13		1	1		2	7				7	2				2
16年	93	12	31		136	10		16		26		2			2	14				14					0
17年	75	18	20		113	4	1	13		18		1			1	11				11	1				1
18年	96	23	49		168	6	1	13		20		3			3	9				9	1				1
19年	81	17	53		151	7		10		17					0	12				12					0
20年	68	10	32		110	11		13		24					0	9				9	1				1
21年	76	8	37		121	12		19		31			1		1	4				4					0
22年	49	7	22		78	17		12		29					0	6				6					0
23年	58	9	25		92	11	1	7		19		1			1	1	1			2					0
24年	74	9	33		116	8	2	13		23					0	5		1		6	1				1
25年	92	9	44		145	15		13		28					0	8	2			10	1				1
26年	88	12	35		135	15		10		25					0	6				6	1				1
27年	81	17	31		129	17	1	16		34		1			1	4				4					0
28年	90	12	33		135	23		26		49		2			2	7				7	3				3
29年	105	11	59	1	176	32		21		53		2	1		3	11				11	2				2
30年	77	13	38	1	129	19		28		47		1	1		2	11	1			12	2				2
31年	84	18	36		138	23		33		56			1		1	5	1			6	1				1
32年	87	20	44		151	18		21		39		1	1		2	5				5	2				2
33年	61	12	28		101	15		16		31		1			1	4				4					0
34年	54	10	21		85	22	1	13		36		1	2	1	4	12				12	1				1
35年以上	168	48	229	2	447	28		173		201		1	2	1	4	8	1	2		11	1				1
合計	2,301	371	1,105	5	3,782	784	25	649	0	1,458	0	30	14	2	46	235	6	4	0	245	38	0	0	0	38
平均経験年数	21.6	23.7	24.8	31.1	22.7	14.8	11.1	24.5		19.0		19.4	24.7	37.0	21.8	19.4	29.2	26.2		19.8	17.2				17.2

医療職給料表					医療職給料表					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
				0					0	1				1	21				21	89	3	14		106
				0					0	5				5	36				36	97	3	22		122
6	1			7	1				1	5				5	34				34	107	3	23		133
3				3	2	1			3	9				9	36				36	130	6	20		156
				0		1			1	18				18	37	1			38	126	6	29		161
2				2					0	16				16	43	2			45	117	7	17		141
4				4	3	2			5	28				28	50				50	171	6	27		204
6				6	1	1			2	24	1			25	55	1			56	142	7	22		171
				0	1				1	37				37	60	1			61	187	6	29		222
2				2		1			1	45	2			47	59	1			60	178	7	24		209
1				1					0	61				61	72	1			73	221	5	18		244
2				2	1	2			3	58	1			59	87	1			88	212	14	26		252
2				2		1			1	56				56	90	3			93	226	12	27		265
2				2	1	1			2	81	1			82	106	1			107	286	18	22		326
3				3	2	1			3	85	1	1		87	102				102	293	18	27		338
2				2					0	85	1			86	110	2			112	295	19	28	1	343
2				2	1				1	64	2	1		67	111	1			112	295	17	48		360
1				1	2				2	66	2	1		69	107	2			109	267	24	34		325
3	1			4	1	1			2	74	4	4		82	144	2			146	334	35	66		435
				0	1				1	93	7			100	189	1			190	383	25	63		471
	1			1		1			1	78	3	1		82	201	4			205	368	19	46		433
				0		1			1	68	1			69	207	6			213	367	16	57		440
1				1	1				1	86	3	7		96	206	5			211	366	15	41		422
3	1			4					0	86	3	4		93	192	3			195	351	19	36		406
				0	3				3	57	1	2		60	251	7			258	399	19	49		467
2	1			3	2				2	67	8	4		79	198	4			202	385	24	61		470
2				2					0	62	5	4		71	245	2			247	419	19	49		487
3	3			6	6				6	56	3	3		62	213	4			217	380	29	50		459
2				2	3	1			4	55		3		58	247	5			252	430	20	62		512
6				6	3				3	60	3	3		66	221	1			222	440	17	84	1	542
4				4					0	48	5	3		56	171	8			179	332	28	70	1	431
3	2			5		1			1	48	4	1		53	167	10			177	331	36	71		438
4	1			5	1				1	42	5	1		48	161	21			182	320	48	67		435
	1			1	3				3	45	4	3		52	121	30			151	249	48	47		344
3	1			4	5				5	52	5			57	90	16			106	239	34	36	1	310
9	3	1		13	3	1			4	96	11	19		126	166	50			216	479	115	426	3	1,023
83	16	1	0	100	47	17	0	0	64	1,917	86	65	0	2,068	4,606	196	0	0	4,802	10,011	747	1,838	7	12,603
20.0	27.7	38.9		21.4	23.0	15.1			20.9	20.7	26.2	28.9		21.1	22.2	29.7			22.5	21.1	24.9	24.8	32.8	21.9



第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表		行政職	公安職	海事職	研究職	医療職	医療職	医療職	高等学校 等 教育	中学校及 び 小学校 教 育 職
職務の級		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	減額前	183,447 432	204,266	216,210	203,600	321,517	177,600		302,476 7,130 11,359	
	減額後	172,466 432	192,010	203,237	191,384	302,226	166,944		285,095 7,130 11,018	
2 級	減額前	215,853 234	237,331	264,500	283,491	394,030	214,988	225,900	390,141 5,122 14,743 3,322	384,704 1,858 14,572 4,069
	減額後	202,916 234	223,091	248,630	266,482	370,388	202,202	212,597	367,056 5,122 13,874 3,123	361,755 1,858 13,719 3,825
特2級	減額前									419,064 16,118
	減額後									393,920 15,150
3 級	減額前	290,735 240 169	278,362 118 129	346,035 3,016	389,444 6,750	499,214 5,900	264,493 1,300	264,500 5,820	461,097 3,978 1,513	436,141 90 6,245
	減額後	273,305 240 159	261,667 118 139	325,273 2,835	366,077 6,345	469,261 5,546	248,701 1,300	248,979 5,820	424,905 3,978 1,392	402,210 90 5,750
4 級	減額前	367,704 3,284	380,168 6,069	437,834 11,624	434,822 4,188	580,167 4,133 20,647	316,067 2,156	318,927 3,636	494,160 4,483 6,658	465,206 10,822
	減額後	345,642 3,088	357,358 5,705	411,565 10,927	400,037 3,853	530,879 4,133 18,825	297,232 2,156	300,010 3,636	454,986 4,483 6,125	428,375 9,957
5 級	減額前	410,268 268 12,789	427,859 10,185	475,490 18,090			401,209 933	403,891 671		
	減額後	385,669 268 12,022	402,188 9,574	446,961 17,005			377,193 933	379,698 671		
6 級	減額前	425,530 26 7,877	446,358 276 12,283				438,714 2,421	445,075		
	減額後	391,490 26 7,247	419,593 276 11,547				404,442 2,421 18,216	415,550 11,642 10,942		
7 級	減額前	435,990 315	463,684 10,358							
	減額後	396,701 286	426,804 9,535							
8 級	減額前	467,385 140	479,522 10,200							
	減額後	420,647 126	437,944 9,296							
9 級	減額前	509,486	488,257 4,100							
	減額後	458,537	439,432 3,690							
全 級	減額前	349,521 176 5,028	336,996 43 4,772	333,493 4,297	349,390 3,640	475,432 1,632 9,237	345,763 1,455 8,690	344,409 2,447 6,321	391,444 5,153 13,729 3,206	395,127 1,567 12,279 4,750
	減額後	327,203 176 4,709	316,260 43 4,476	313,483 4,039	327,504 3,413	441,191 1,632 8,453	323,971 1,455 8,118	323,759 2,447 5,942	367,752 5,153 12,934 3,009	370,219 1,567 11,560 4,439

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額										
		給 料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	うち替替に 伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特地勤務手当	そ の 他	合 計
全 給 料 表	22年	円										
		372,591		6,931	4,613	6,350		円	円	円	円	円
	349,237	1,529	6,527	4,317	5,044	11,444	432	3,549	4,610	2,396	401,372	
21年	375,616		6,863	6,717	6,331		円	円	円	円	円	
	352,099	1,977	6,463	6,284	5,030	11,699	422	3,606	4,650	2,454	404,778	
行 政 職	22年	349,521			5,028	7,938		円	円	円	円	円
		327,203	176		4,709	6,254	12,796	604	2,231	3,351	1,904	378,345
	21年	353,262			7,235	7,693		円	円	円	円	円
(中小学校 事務職)	22年	330,749	181		6,770	6,061		円	円	円	円	円
		335,976			7,279		6,906		3,940	7,066		353,888
21年	315,817			6,843					6,673		333,336	
	347,045			9,955		7,872		3,327	7,357		365,601	
21年	326,222			9,358					6,954		344,375	
	公 安 職	22年	336,996			4,772	3,400		円	円	円	円
316,260		43		4,476	2,678	14,175	109	1,688	3,452	3,755	363,575	
21年	340,887			6,694	3,409		円	円	円	円	円	
	319,908	43		6,277	2,686	14,642	105	1,661	3,265	4,027	341,926	
海 事 職	22年	333,493			4,297			円	円	円	円	
	313,483			4,039		14,978		3,609	5,131	1,000	358,211	
21年	329,846			5,371				円	円	円	円	
	310,055			5,049		14,323		3,627	4,788	1,438	354,022	
研 究 職	22年	349,390			3,640	5,410		円	円	円	円	
	327,504			3,413	4,328	13,104		4,123	2,100	1,367	375,494	
21年	355,015			6,100	5,272			円	円	円	円	
	332,778			5,710	4,217	13,401		4,100	1,982	1,488	352,408	
医 療 職	22年	475,432			9,237	34,774		円	円	円	円	
	441,191	1,632		8,453	27,095	15,303	78,826	4,789	4,555	296,289	909,968	
21年	480,628			11,274	33,318		円	円	円	円	円	
	445,920	1,590		10,339	25,949	15,833	72,766	4,795	4,248	296,864	861,681	
医 療 職	22年	345,763			8,690	6,321		円	円	円	円	
	323,971	1,455		8,118	5,057	8,930		1,587	4,732	4,220	371,553	
21年	343,053			10,053	5,268		円	円	円	円	円	
	321,591	1,235		9,400	4,214	8,017		2,621	4,451	3,458	348,216	
(中小学校 栄養職)	22年	417,389			21,089			円	円	円	円	
	392,346			19,824		0		0	0		417,389	
21年	350,288			11,100			円	円	円	円	円	
	329,270			10,434		3,781		5,188	3,886	3,458	366,537	
医 療 職	22年	344,409			6,321	677		円	円	円	円	
	323,759	2,447		5,942	541	3,516		2,250	6,590	718	358,160	
21年	352,208			9,352	628		円	円	円	円	円	
	331,076	2,255		8,784	502	3,188		1,768	6,253	333	337,037	
高 等 学 校 等 教 育 職	22年	391,444		13,729	3,206	3,241		円	円	円	円	
	367,752	5,153	12,934	3,009	2,592	10,802		5,700	3,210	1,123	415,520	
21年	393,479		13,740	4,833	3,179		円	円	円	円	円	
	369,793	6,863	12,946	4,535	2,543	10,835		5,689	3,021	1,013	390,990	
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	22年	395,127		12,279	4,750	7,293		円	円	円	円	
	370,219	1,567	11,560	4,439	5,835	9,835		4,243	6,651	647	423,796	
21年	398,445		12,291	7,009	7,507		円	円	円	円	円	
	373,310	2,040	11,570	6,547	6,006	10,124		4,328	6,236	615	397,015	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき手当及びへき手当に準ずる手当の合計額である。

3 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 21	人 67	人 214	人 116	人 552	人 479	人 1,449	円 55,227 43,870	円 6,350 5,044
行政職	21	49	113	11	138	184	516	58,179 45,839	7,938 6,254
公安職		13	39	15			67	73,988 58,283	3,400 2,678
海事職							0	0 0	0 0
研究職			2		12	12	26	50,976 40,781	5,410 4,328
医療職(1)		5	8		1		14	94,385 73,542	34,774 27,095
医療職(2)					11	2	13	48,623 38,898	6,321 5,057
医療職(3)						1	1	43,300 34,640	677 541
高等学校等 教育職			18	27	50	23	118	56,792 45,433	3,241 2,592
中学校及び 小学校教育職			34	63	340	257	694	50,464 40,371	7,293 5,835

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

## 第9表 給料表別扶養手当支給状況等

### その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	人 2,284	人 857	人 1,427
2人	2,273	862	3,684
3人	1,796	1,102	4,286
4人	632	527	2,001
5人	115	102	473
6人	7	6	36
計	7,107	3,456	11,907

(注)「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

### その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者 1人当たり 扶養親族数	受給者 1人当たり 平均支給額	職員 1人当たり 平均支給額
	人	人	円	円
全給料表	7,107	2.2	20,293	11,444
行政職	2,336	2.2	20,717	12,796
公安職	940	2.2	21,987	14,175
海事職	30	2.4	22,967	14,978
研究職	153	2.2	20,984	13,104
医療職	25	2.3	23,260	15,303
医療職	50	1.8	17,860	8,930
医療職	15	1.7	15,000	3,516
高等学校等教育職	1,144	2.2	19,527	10,802
中学校及び小学校教育職	2,414	2.1	19,563	9,835

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	人	職員			配偶者等 人	受給者 人	非受給者 人	合計 人		
		手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 以上						
全給料表	1,789	16	795	978	37	1,825	10,778	12,603	24,505	3,549
	100.0%	0.9%	44.4%	54.7%		14.5%	85.5%	100.0%		
行政職	336	3	150	183	11	347	3,435	3,782	24,319	2,231
	100.0%	0.9%	44.6%	54.5%		9.2%	90.8%	100.0%		
公安職	95		71	24	17	112	1,346	1,458	21,978	1,688
	100.0%		74.7%	25.3%		7.7%	92.3%	100.0%		
海事職	7	1	2	4		7	39	46	23,714	3,609
	100.0%	14.3%	28.6%	57.1%		15.2%	84.8%	100.0%		
研究職	41		16	25		41	204	245	24,639	4,123
	100.0%		39.0%	61.0%		16.7%	83.3%	100.0%		
医療職	7		3	4		7	31	38	26,000	4,789
	100.0%		42.9%	57.1%		18.4%	81.6%	100.0%		
医療職	6		2	4	1	7	93	100	22,671	1,587
	100.0%		33.3%	66.7%		7.0%	93.0%	100.0%		
医療職	6		3	3		6	58	64	24,000	2,250
	100.0%		50.0%	50.0%		9.4%	90.6%	100.0%		
高等学校等 教育職	457		149	308	3	460	1,608	2,068	25,626	5,700
	100.0%		32.6%	67.4%		22.2%	77.8%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	834	12	399	423	5	838	3,964	4,802	24,312	4,243
	100.0%	1.4%	47.8%	50.7%		17.5%	82.5%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
人	人	人	人	人	人	人	人	円	円	
全給料表	383	8,910	656	4	72	10,025	2,578	12,603	9,222	7,335
	3.0%	70.7%	5.2%	0.0%	0.6%	79.5%	20.5%	100.0%		
行政職	317	2,000	373	1	46	2,737	1,045	3,782	10,113	7,319
	8.4%	52.9%	9.9%	0.0%	1.2%	72.4%	27.6%	100.0%		
公安職	18	547	219		1	785	673	1,458	4,127	2,222
	1.2%	37.5%	15.0%		0.1%	53.8%	46.2%	100.0%		
海事職		22	1			23	23	46	10,104	5,052
		47.8%	2.2%			50.0%	50.0%	100.0%		
研究職	11	196	20	1	1	229	16	245	9,811	9,170
	4.5%	80.0%	8.2%	0.4%	0.4%	93.5%	6.5%	100.0%		
医療職	2	10		1		13	25	38	16,228	5,552
	5.3%	26.3%		2.6%		34.2%	65.8%	100.0%		
医療職		73	4			77	23	100	11,823	9,104
		73.0%	4.0%			77.0%	23.0%	100.0%		
医療職		38	1			39	25	64	11,090	6,758
		59.4%	1.6%			60.9%	39.1%	100.0%		
高等学校等 教育職	17	1,725	11	1	10	1,764	304	2,068	11,020	9,400
	0.8%	83.4%	0.5%	0.0%	0.5%	85.3%	14.7%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	18	4,299	27		14	4,358	444	4,802	8,733	7,926
	0.4%	89.5%	0.6%		0.3%	90.8%	9.2%	100.0%		

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
	手当受給職員数	人 383	人 8,910	人 656	人 4	人 54	人 18	人 10,025
運賃等相当額	10,000円以下	人 223				人 1	人 3	人 227
	10,001円以上 20,000円以下	147				32	12	191
	20,001円以上 30,000円以下	10				11	1	22
	30,001円以上 40,000円以下	3				3		6
	40,001円以上 50,000円以下					4	1	5
	50,001円以上 55,000円以下					1		1
	55,001円以上					2	1	3
	計	383				54	18	455
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,585				円 23,012	円 18,542	円 12,374
使用距離	4 km未満		人 1,492	人 419	人 4	人 22	人 12	人 1,945
	4 km以上 6 km未満		1,200	165	2	10	5	1,382
	6 km以上 10km未満		1,625	64	1	15	1	1,706
	10km以上 14km未満		1,028	6		3		1,037
	14km以上 18km未満		748	1		3		752
	18km以上 22km未満		568	1		1		570
	22km以上 26km未満		472					472
	26km以上 30km未満		319					319
	30km以上 34km未満		343					343
	34km以上 38km未満		359					359
	38km以上 42km未満		246					246
	42km以上 46km未満		162					162
	46km以上 50km未満		99					99
	50km以上 54km未満		89					89
	54km以上 58km未満		62					62
	58km以上 62km未満		36					36
	62km以上 66km未満		24					24
	66km以上 70km未満		18					18
	70km以上 74km未満		10					10
	74km以上 78km未満		6					6
	78km以上		4			1		5
計			8,910	656	4	54	18	9,642
	受給職員平均支給額		円 9,635	円 1,383	円 6,569	円 4,269	円 1,289	円 9,027

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全 給 料 表	人 20	人 11	人 1	人 10	人	人 1	人 38	人 81	円 67,139 62,221	円 432 400
行 政 職	19	10	1	8		1		39	58,548 54,386	604 561
公 安 職	1	1		2				4	39,879 38,446	109 105
海 事 職								0	0 0	0 0
研 究 職								0	0 0	0 0
医 療 職 (1)							38	38	78,826 72,766	78,826 72,766
医 療 職 (2)								0	0 0	0 0
医 療 職 (3)								0	0 0	0 0
高 等 学 校 等 教 育 職								0	0 0	0 0
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0	0 0	0 0

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。



第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	平成 22 年	平成 21年
	円	円
給 料	351,860	354,727
管 理 職 手 当	8,042	7,753
扶 養 手 当	12,964	13,173
地 域 手 当	612	604
住 居 手 当	2,255	2,350
特 地 勤 務 手 当	3,304	3,435
そ の 他	1,928	2,016
合 計	380,965 (356,542)	384,058 (359,556)

適 用 人 員	3,733 人	3,813 人
平 均 年 齢	44.6 歳	44.5 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
 2 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区分 給料表	休職	育児休業	平成21年4月1日付け退職	合計
	人	人	人	人
全給料表	43	177		220
行政職	11	45		56
公安職	4	3		7
海事職				0
研究職	1	2		3
医療職				0
医療職		5		5
医療職		3		3
高等学校等教育職	12	44		56
中学校及び小学校教育職	15	75		90

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給料表	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全給料表	6	22		1	0	6	1				36
行政職				1							1
( 中小学校事務職 )				1							1
公安職						6	1				7
海事職											0
研究職											0
医療職											0
医療職											0
( 中小学校栄養職 )											0
医療職											0
高等学校等教育職	6	18									24
中学校及び小学校教育職		4									4

その2 短時間勤務職員

該当なし

## 2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成22年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成22年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された237事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種...22職種、その他の職種...56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から126事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

#### イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した126事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く121事業所である。

#### イ 調査実人員 4,670人

内訳 初任給関係 162人（うち行政職に相当する職種 126人）

上記以外 4,508人（うち行政職に相当する職種3,475人）

### (6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 121	事業所 30	事業所 55	事業所 36
漁 業	1	0	0	1
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	3	4	7
製 造 業	68	14	32	22
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	16	7	5	4
卸 売 業、小 売 業	5	0	3	2
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3	1	2	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	14	5	9	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
4級			
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。  
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

## 第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

### その1 給与比較の対象職種

- ・支店長... 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長... 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長... { 2課以上又は構成員20人以上の部の長  
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職  
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長... { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者  
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長... { 2係以上又は構成員10人以上の課の長  
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理... { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  
課長に直属し部下4人以上を有する者  
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長... { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

### その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手... 見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長... 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長... 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長... 構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員... 研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長... 部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長... 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長... 部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長... 部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長... 部下に看護師長5人以上
- ・看護師長... 部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
支店長	7	52.8	672,024	-	672,024
大学卒	3	49.6	756,407	-	756,407
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	3	56.5	641,849	-	641,849
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	14	50.6	510,814	-	510,814
大学卒	6	48.4	574,235	-	574,235
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	6	51.9	466,070	-	466,070
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部長	67	53.0	504,164	2,070	502,094
大学卒	50	52.7	519,548	2,399	517,149
短大卒	3	43.9	447,724	-	447,724
高校卒	12	55.8	484,008	-	484,008
中学校卒	2	56.5	392,209	7,313	384,896
技術部長	73	51.8	509,010	3,143	505,867
大学卒	33	50.6	568,343	1,000	567,343
短大卒	7	51.5	513,303	-	513,303
高校卒	28	52.9	459,805	6,535	453,270
中学校卒	5	52.3	438,517	-	438,517
事務部次長	32	50.4	488,391	5,548	482,843
大学卒	27	50.8	502,240	6,642	495,598
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	5	48.5	418,170	-	418,170
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	19	53.2	450,376	7,806	442,570
大学卒	10	51.7	484,031	2,995	481,036
短大卒	2	56.2	446,613	53,455	393,158
高校卒	6	55.7	405,871	-	405,871
中学校卒	1	*	*	*	*

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成22年4月分平均支給額の欄を「\*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 A	う ち 時 間 外 手 当 B	A - B
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	
	186	48.1	460,591	7,377	453,214	
	100	46.8	499,834	8,691	491,143	
	14	49.1	413,954	3,206	410,748	
	69	49.5	414,910	6,673	408,237	
	3	53.2	396,674	-	396,674	
	207	47.1	479,796	5,460	474,336	
	74	45.1	531,881	2,512	529,369	
	30	47.2	489,544	1,172	488,372	
	97	48.3	444,523	9,116	435,407	
6	50.6	396,449	1,856	394,593		
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	28	43.7	406,771	24,116	382,655	
	10	42.1	357,631	-	357,631	
	3	39.7	372,437	40,182	332,255	
	15	45.6	449,659	38,509	411,150	
	-	-	-	-	-	
	46	47.4	535,626	86,950	448,676	
	5	40.7	558,038	94,936	463,102	
	5	40.6	404,154	100,282	303,872	
	26	47.5	532,056	81,952	450,104	
	10	54.6	558,863	90,506	468,357	
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	162	43.5	367,290	43,652	323,638	
	63	41.7	381,306	44,769	336,537	
	24	46.4	369,489	35,050	334,439	
	75	44.0	355,279	45,645	309,634	
	-	-	-	-	-	
	240	44.2	453,532	79,799	373,733	
	76	42.4	479,589	81,256	398,333	
	26	44.5	452,175	79,542	372,633	
	131	45.0	435,757	81,063	354,694	
	7	49.9	449,040	37,656	411,384	

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B	
		人	歳	円	円	円	
事	務主任	131	41.7	318,661	40,324	278,337	
	大学卒	44	38.5	318,138	38,603	279,535	
	短大卒	20	41.6	287,367	21,086	266,281	
	高校卒	59	42.9	321,627	43,707	277,920	
	中学卒	8	51.4	383,589	75,744	307,845	
技	術主任	259	39.7	380,902	65,917	314,985	
	大学卒	78	37.7	385,067	55,458	329,609	
	短大卒	36	37.7	372,726	60,521	312,205	
	高校卒	132	41.0	371,571	74,805	296,766	
	中学卒	13	49.5	474,443	74,177	400,266	
事	務係員	980	35.7	253,408	26,749	226,659	
	大学卒	287	31.9	273,891	31,777	242,114	
	短大卒	167	35.8	233,428	18,729	214,699	
	高校卒	514	37.9	246,684	26,529	220,155	
	中学卒	12	53.8	276,732	20,081	256,651	
	技	術係員	1,024	32.2	276,558	43,133	233,425
		大学卒	302	30.3	286,540	46,017	240,523
		短大卒	148	31.9	246,369	32,040	214,329
		高校卒	556	33.1	280,336	45,384	234,952
		中学卒	18	47.8	291,404	37,505	253,899



## 2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
支店長	5人	52.0歳	782,247円	-円	782,247円
工場長	3	50.0	800,128	-	800,128
事務部長	19	52.6	664,936	-	664,936
技術部長	25	51.3	688,329	603	687,726
事務部次長	7	53.1	586,148	-	586,148
技術部次長	4	52.0	704,268	9,238	695,030
事務課長	84	48.5	555,092	8,401	546,691
技術課長	97	47.6	620,075	7,114	612,961
事務課長代理	4	52.0	726,776	95,826	630,950
技術課長代理	32	50.4	650,615	119,641	530,974
事務係長	79	43.8	439,884	65,459	374,425
技術係長	134	45.2	541,756	106,860	434,896
事務主任	40	42.4	407,486	68,872	338,614
技術主任	116	39.7	436,256	77,338	358,918
事務係員	412	34.2	285,451	36,002	249,449
技術係員	502	30.8	289,115	48,871	240,244

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
支店長	2人	54.5歳	円 464,880	円 -	円 464,880
工場長	9	50.3	482,183	-	482,183
事務部長	39	52.7	462,434	3,189	459,245
技術部長	25	51.8	456,142	-	456,142
事務部次長	23	50.5	466,961	7,862	459,099
技術部次長	9	50.0	416,910	-	416,910
事務課長	90	47.3	405,727	6,432	399,295
技術課長	68	47.6	412,756	71	412,685
事務課長代理	23	43.1	365,861	14,808	351,053
技術課長代理	8	44.9	399,954	26,269	373,685
事務係長	68	41.7	315,162	31,976	283,186
技術係長	79	43.7	361,945	45,361	316,584
事務主任	79	41.7	298,825	33,667	265,158
技術主任	109	41.1	347,319	61,667	285,652
事務係員	446	36.9	234,342	21,820	212,522
技術係員	379	32.9	263,041	38,697	224,344

## 4 企業規模100人未満

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A - B
支 店 長		人	歳	円	円	円
工 場 長		-	-	-	-	-
事 務 部 長		2	52.5	349,075	-	349,075
技 術 部 長		9	54.1	412,567	1,625	410,942
事 務 部 次 長		23	52.0	429,903	6,993	422,910
技 術 部 次 長		2	44.0	439,314	-	439,314
事 務 課 長		6	52.0	382,276	14,542	367,734
技 術 課 長		12	50.0	313,282	7,542	305,740
事 務 課 長 代 理		42	45.8	346,241	8,869	337,372
技 術 課 長 代 理		1	*	*	*	*
事 務 係 長		6	40.5	309,392	43,929	265,463
技 術 係 長		15	48.2	297,812	10,642	287,170
事 務 主 任		27	41.4	317,656	50,676	266,980
技 術 主 任		12	39.8	227,228	12,172	215,056
事 務 係 員		34	36.7	288,868	40,844	248,024
技 術 係 員		122	37.5	203,991	11,037	192,954
		143	37.9	242,616	23,924	218,692

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
電話交換手	1	歳 *	円 *	円 *	円 *
自家用乗用自動車運転手	2	49.7	260,117	19,038	241,079
守衛	-	-	-	-	-
用務員	-	-	-	-	-
研究所長	1	*	*	*	*
研究部(課)長	1	*	*	*	*
研究室(係)長	9	45.7	595,579	-	595,579
主任研究員	-	-	-	-	-
研究員	12	40.7	425,092	33,329	391,763
研究補助員	14	28.5	306,201	37,086	269,115
病院長	4	60.1	1,188,346	3,905	1,184,441
副院長	7	55.9	1,274,188	145,409	1,128,779
医科長	28	49.3	1,150,115	198,554	951,561
医師	49	35.9	888,851	144,815	744,036
歯科医師	2	30.5	643,819	2,734	641,085
薬局長	6	55.9	491,113	69,375	421,738
薬剤師	30	32.2	300,579	34,653	265,926
診療放射線技師	47	36.6	360,376	48,392	311,984
臨床検査技師	71	42.1	378,520	59,508	319,012
栄養士	35	36.2	264,420	25,007	239,413
理学療法士	80	30.4	262,854	12,878	249,976
作業療法士	68	29.8	254,519	5,601	248,918
総看護師長	7	59.8	480,359	1,624	478,735
看護師長	133	48.6	410,402	30,469	379,933
看護師	273	35.3	331,959	50,757	281,202
准看護師	153	44.5	296,089	19,979	276,110

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	189,490	* 199,450	* 181,211
		短大卒	* 154,440	×	* 150,700
		高校卒	143,871	* 153,266	* 141,649
	新卒技術者	大学卒	* 181,088	×	* 175,666
		短大卒	* 160,155	-	* 160,155
		高校卒	144,994	×	* 144,913
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	188,004	* 200,278	179,820
		短大卒	* 158,226	×	* 157,686
		高校卒	144,637	* 151,955	144,001
その他	準新卒薬剤師	大学卒	* 200,224	* 186,667	×
	準新卒看護師	短大卒	* 194,585	* 196,189	* 192,274
	準新卒准看護師	高校卒	* 153,300	×	×

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 2 「準新卒」とは、平成21年度中に資格免許を取得し、平成22年4月までの間に採用された場合をいう。  
 3 「×」は、調査事業所が1事業所の場合である。  
 4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	36.4	-	(100.0)	-	63.6
	500人以上	77.0	-	(100.0)	-	23.0
	500人未満	22.0	-	(100.0)	-	78.0
高校卒	計	34.2	(9.7)	(86.5)	(3.8)	65.8
	500人以上	64.1	-	(100.0)	-	35.9
	500人未満	23.5	(19.0)	(73.5)	(7.5)	76.5

(注) ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		89.4%	(46.6)	(84.5)	(44.4)	10.6%
	500人以上		75.5%	(52.8)	(90.5)	(44.9)	24.5%
	500人未満 100人以上		96.7%	(56.9)	(77.2)	(50.9)	3.3%
	100人未満		91.2%	(29.0)	(90.3)	(35.5)	8.8%
課長級	計		87.2%	(41.3)	(83.8)	(43.6)	12.8%
	500人以上		70.6%	(35.4)	(89.4)	(50.0)	29.4%
	500人未満 100人以上		96.7%	(52.5)	(76.7)	(48.4)	3.3%
	100人未満		88.2%	(30.0)	(90.0)	(33.3)	11.8%

(注) 1 ( )内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。  
2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,318 円
配偶者と子1人	13,549
配偶者と子2人	17,179

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	52.0 %
非支給	48.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	20,000円以上21,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (a)
	上半期 (b)	311,485 円	225,753 円
特別給の支給額	下半期 (A)	600,747 円	316,439 円
	上半期 (B)	513,387 円	295,452 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	1.97 月分	1.42 月分
	上半期 (B/b)	1.65 月分	1.31 月分
年 間 計		3.61 月分	2.72 月分

(注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	部長級 (非役員)		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	44.4	55.6	44.2	55.8	55.5	44.5
500人以上	30.4	69.6	33.2	66.8	59.0	41.0
100人以上 500人未満	56.6	43.4	55.2	44.8	60.6	39.4
100人未満	41.3	58.7	39.9	60.1	45.1	54.9

## 第29表 民間における時間外労働等の割増賃金等の状況

### その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

時間外労働の月60時間の算定の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	71.4 %	62.4 %
法定休日の労働時間を含めない	28.6	37.6

### その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
30%	53.0	53.0	33.8	33.8
29%	0.0	53.0	0.0	33.8
28%	1.0	53.9	3.6	37.4
27%	0.0	53.9	0.0	37.4
26%	3.3	57.2	3.6	41.0
25%	42.8	100.0	59.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。



### 3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成22年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.514	0.641	0.768	0.895
住居関係費	1.124	1.013	0.903	0.793
被服・履物費	0.389	0.506	0.623	0.740
雑費	0.390	0.491	0.592	0.693
雑費	0.468	0.477	0.485	0.494

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成21年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,780円	36,940円	46,060円	55,180円	64,300円
住居関係費	35,240	61,120	55,120	49,110	43,100
被服・履物費	7,800	5,230	6,810	8,390	9,970
雑費	34,300	53,900	67,820	81,750	95,670
雑費	16,240	33,940	34,550	35,170	35,790
計	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830

その2 松江市

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,250円	35,040円	43,690円	52,340円	60,990円
住居関係費	38,060	66,000	59,520	53,030	46,550
被服・履物費	8,880	5,960	7,760	9,550	11,350
雑費	27,770	43,640	54,900	66,180	77,450
雑費	16,420	34,310	34,930	35,560	36,180
計	119,380	184,950	200,800	216,660	232,520

第31表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成20年度	平成21年度	平成21年4月	5月	6月	7月	
雇用	常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比(%)	1.4	0.8	0.0	0.7	0.7	0.9	
	有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	0.77	0.45	0.48	0.46	0.45	0.43	
		島根県	(倍)	0.79	0.61	0.60	0.58	0.60	0.60	
	完全失業率 (季節調整値)		(%)	4.1	5.2	5.0	5.1	5.3	5.6	
賃金・労働時間	きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	297.4	288.8	290.6	285.8	288.0	288.0	
			前年度比・ 前年同月比(%)	1.6	1.6	3.4	3.2	2.7	2.8	
		島根県	(千円)			247.1	243.2	248.7	248.8	
			前年度比・ 前年同月比(%)			3.7	3.5	2.6	3.3	
	うち所定内給与	全国	(千円)	273.3	266.8	269.4	265.4	267.8	267.1	
			前年度比・ 前年同月比(%)	0.9	1.1	1.8	1.7	1.3	1.5	
		島根県	(千円)			231.6	228.2	232.1	231.3	
			前年度比・ 前年同月比(%)			1.9	2.3	1.6	2.8	
	うち所定外給与	全国	(千円)	24.2	22.0	21.2	20.5	20.2	20.9	
			前年度比・ 前年同月比(%)	8.4	7.6	21.0	18.7	19.2	16.7	
		島根県	(千円)			15.5	15.0	16.6	17.5	
			前年度比・ 前年同月比(%)							
	総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	151.1	148.1	152.4	140.4	152.6	154.7	
			前年度比・ 前年同月比(%)							
島根県		(時間)			155.3	142.2	156.6	156.6		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
うち所定外労働時間数	全国	(時間)	12.1	11.2	10.7	10.2	10.3	10.8		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
	島根県	(時間)			8.0	7.9	8.3	8.7		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
生計費	消費支出 (名目)	全世帯	全国	(千円)	297.1	292.0	320.2	263.3	300.7	247.5
			前年比・ 前年同月比(%)	0.0	1.7	1.4	1.0	1.5	4.8	
		松江市	(千円)	299.2	288.8	320.2	263.3	300.7	247.5	
			前年比・ 前年同月比(%)	1.1	3.5	6.0	13.7	8.8	19.4	
	勤労者世帯	全国	(千円)	323.9	318.9	343.8	317.3	300.0	315.3	
			前年比・ 前年同月比(%)	0.3	1.6	0.2	0.9	2.6	4.6	
		松江市	(千円)	315.7	303.9	359.0	283.6	303.2	264.8	
			前年比・ 前年同月比(%)	0.4	3.7	3.5	8.8	4.2	13.5	
物価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・ 前年同月比(%)	1.1	1.7	0.1	1.1	1.8	2.2	
		松江市	前年度比・ 前年同月比(%)	1.4	1.5	0.0	1.3	1.8	2.0	
	国内企業物価指数		前年度比・ 前年同月比(%)	3.2	5.3	4.1	5.6	6.8	8.5	

(注) 1 、、、、の増減率は平成17年を100とした指数をもとに算出している。  
 2 、、、、は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 の平成20年度、21年度の欄は、それぞれ平成20暦年、21暦年の数値である。  
 4 の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	0.7	0.7	0.8	0.4	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.42	0.43	0.43	0.43	0.43	0.46	0.47	0.49	0.48	0.50	厚生労働省
0.59	0.60	0.60	0.62	0.62	0.65	0.67	0.65	0.65	0.63	
5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	4.9	4.9	5.0	5.1	5.2	総務省 (労働力調査)
287.5	288.0	289.5	289.4	289.8	288.0	289.1	292.0	294.9	289.2	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.3	2.1	1.9	1.4	0.7	0.0	0.0	1.4	1.4	1.1	
246.3	249.8	249.6	254.6	250.6	255.6	256.2	254.4	257.7	252.6	
2.5	1.6	1.4	1.3	0.9	4.5	4.3	3.3	4.3	3.8	
266.4	266.6	267.0	266.3	266.5	265.0	265.8	268.1	270.3	265.8	
1.3	1.3	1.3	1.1	0.9	0.4	0.9	0.2	0.3	0.1	
227.6	231.0	232.0	235.0	230.3	233.7	234.2	231.5	234.7	231.7	
2.9	1.6	1.4	0.6	1.2	1.9	1.7	0.2	1.4	1.5	
21.1	21.3	22.5	23.0	23.4	23.0	23.3	24.0	24.6	23.4	
13.6	12.0	9.4	5.3	1.7	5.1	11.9	17.0	16.0	14.1	
18.7	18.8	17.7	19.6	20.3	21.9	22.1	22.9	23.0	20.9	
144.5	147.1	149.7	149.7	148.0	140.9	145.8	151.8	156.4	143.1	
148.9	153.0	153.8	154.9	153.9	144.2	149.2	154.1	158.8	144.4	
10.6	11.1	11.7	11.8	12.1	11.5	11.7	12.3	12.6	11.7	
9.1	9.2	9.3	10.1	10.6	11.0	11.4	11.6	11.3	10.1	
255.3	254.4	264.6	293.9	366.8	293.5	270.4	294.5	266.3	252.4	総務省 (家計調査)
0.4	1.5	1.0	0.1	0.6	0.1	1.8	3.3	1.8	1.7	
255.3	254.4	264.6	293.9	366.8	293.5	270.4	294.5	266.3	252.4	
18.7	6.2	5.8	3.8	3.3	2.5	1.9	15.2	16.8	4.2	
318.1	301.0	306.1	303.7	358.8	320.0	284.4	352.7	331.7	303.4	
1.1	1.4	2.2	2.0	1.2	0.6	3.9	2.4	3.5	4.4	
261.8	270.9	269.4	319.3	374.9	365.1	309.3	339.2	304.5	263.2	
28.8	5.2	19.5	7.0	11.7	13.4	9.4	1.1	15.2	7.2	
2.2	2.2	2.5	1.9	1.7	1.3	1.1	1.1	1.2	1.2	総務省
2.3	2.0	2.2	1.6	1.3	1.1	1.1	0.9	0.7	0.2	
8.5	8.0	6.8	5.0	3.9	2.2	1.6	1.3	0.2	0.4	日本銀行

## 4 人事管理関係

### 第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

#### その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	11.3	11.2	11.1	10.6
警察	6.3	6.5	6.7	6.2
高校等	11.5	11.0	10.6	10.9
小中学校等	12.4	11.4	10.0	10.3
全所属	11.1	10.7	10.1	10.0

(勤務条件等実態調査)

#### その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	3.6	3.6	3.6	3.6
警察	3.1	3.3	3.3	3.1
高校等	3.4	3.3	3.5	3.4
小中学校等	3.8	3.9	3.9	3.8
全所属	3.6	3.6	3.7	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査  
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。  
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）  
     「高校等」：高校、特別支援学校  
     「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

### 第33表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	127.2	119.1	111.2	145.3
警察	274.4	237.6	252.7	272.2
高校等	30.7	27.7	30.9	40.9
小中学校等	68.5	72.5	77.4	89.4
全所属	156.8	143.6	147.9	177.1

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人あたりの平均である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）に勤務する職員  
     「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員  
     「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員及び事務職員  
 3 平成20年度より病院局の職員を集計から除いている。

### 第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

#### その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	76(1)	32(0)	34(2)	48(2)
警察	8(0)	6(0)	8(0)	12(0)
高校等	65(1)	57(1)	45(2)	48(2)
小中学校等	92(0)	73(0)	88(0)	70(1)
全所属	241(2)	168(1)	175(4)	178(5)

#### その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	15(2)	4(3)	0(0)	0(0)
警察	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)
高校等	4(0)	3(0)	1(0)	2(0)
小中学校等	9(2)	9(2)	12(1)	9(1)
全所属	28(4)	19(7)	13(1)	11(1)

- (注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)  
 「高校等」：高校、特別支援学校  
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 3 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年度より病院局の職員は計上していない。

### 第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

#### その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	179	187	151	162
うち精神疾患	40	38	27	29
警察	38	53	48	57
うち精神疾患	5	10	19	17
高校等	237	270	222	228
うち精神疾患	24	25	18	13
小中学校等	374	312	288	353
うち精神疾患	52	39	35	36
全所属	828	822	709	800
うち精神疾患	121	112	99	95

(勤務条件等実態調査)

#### その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	15	26	16	15
うち精神疾患	10	17	9	9
警察	2	0	3	5
うち精神疾患	0	0	2	4
高校等	26	23	26	12
うち精神疾患	19	18	19	9
小中学校等	33	39	39	35
うち精神疾患	21	30	28	21
全所属	76	88	84	67
うち精神疾患	50	65	58	43

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査  
 2 人数は、各年(1月1日から12月31日)における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合は何れの表にも計上している。  
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)  
     「高校等」：高校、特別支援学校  
     「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場  
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

## 5 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子等

### 給与勧告の骨子

#### 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は 9.4万円 ( 1.5% )

( 月例級については、50歳台後半層を重点的に引下げ )

公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 ( 0.19% ) を解消するため、月例給の引下げ改定

- 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定

期末・勤勉手当 ( ボーナス ) の引下げ ( 0.2月分 )

#### 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

#### 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約 11,100 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を实地調査 ( 完了率 89.7% )

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査 ( ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映 ) し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

民間給与との較差 757円 0.19% [ 行政職俸給表(一)...現行給与395,666円 平均年齢41.9歳 ]

( 俸給 637円 俸給の特別調整額 51円 )  
( はね返し分等(注) 69円 )

( 注 ) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 ( 支給割合 ) と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 3.97月 ( 公務の支給月数 4.15月 )

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差 ( マイナス ) を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55歳を超える職員 ( 行政職俸給表(一) 5 級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く ) について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額 ( 1.5% )

医療職(一) ( 人材確保のため )、指定職 ( 一官一給与のため ) 等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

行政職俸給表 ( 一 ) (1) による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ ( 平均改定率 0.1% )。その際、中高年齢層 ( 40歳台以上 ) が受ける俸給月額に限定して引下げ

指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ ( 0.2% )

その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ ( ただし、医療職俸給表(一)等は除外 )

給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

( 35,200円 35,100円 )

<期末・勤勉手当 ( ボーナス ) > 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分 3.95月分

( 一般の職員の場合の支給月数 )

		6 月期	12 月期
22年度	期末手当	1.25 月 ( 支給済み )	1.35 月 ( 現行1.5月 )
	勤勉手当	0.7 月 ( 支給済み )	0.65 月 ( 現行0.7月 )
23年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月



[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

超過勤務手当 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

### 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号奉回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保証の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

### 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

#### 1 公務員における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務当多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

#### 2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

##### (1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

##### (2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

##### (3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

- 1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴  
公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み（内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する）と特徴（市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違）を十分踏まえて行う必要
- 2 自立的労使関係制度の在り方～基本権制約の程度等に応じたパターン  
パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在  
パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要  
パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化  
パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用
- 3 自立的労使関係制度の在り方を議論する際の論点
  - ・ 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保
  - ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
  - ・ 交渉当局の体制整備
  - ・ 付与する職員の範囲
  - ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
  - ・ 職員団体の代表性の確保
- 4 検討の進め方  
基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便宜・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

### 基本法に定める課題についての取組

- 1 採用試験の基本的な見直し
  - ・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
  - ・ 意見公募手続き（本年6月）を経て、新たな試験制度の全体像を提示
    - 現行の種・種・種試験を廃止し、試験体系を再編
    - （ \*総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験 \*専門職試験  
\*一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等 \*経験者採用試験 ）
  - ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備
- 2 時代の要請に応じた公務員の育成
  - ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
  - ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研修員制度において博士号を取得させるための方策を検討
- 3 官民人事交流等の推進
  - ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
  - ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討
- 4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等  
各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

### その他の課題についての取組

- 1 非常勤職員制度の改善  
日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し  
日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施  
非常勤職員の育児休業等  
育児休業等ができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置
- 2 超過勤務の縮減  
府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要
- 3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進
  - ・ 心の健康の問題による長期病床者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
  - ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

### 1 非常勤職員の育児休業

(1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

引き続き任用された期間が1年に満たない職員

子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員

子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員

1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

(2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

保育所入所を希望しているが、入所できない場合

配偶者が死亡した場合

配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合  
等を予定。

### 2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を越えない範囲内で勤務しないことができること

(参考) 育児時間をするすることができない非常勤職員としては、請求時に、

引き続き任用された期間が1年に満たない職員

1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

### 3 実施時期

平成23年4月1日から実施

(参考) このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成22年10月18日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1



## 報告・勧告に当たっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」を行いました。
- 2 本委員会は、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握するため、5月から6月にかけて「職種別民間給与実態調査」を実施しました。県内民間事業所は依然として厳しい経営環境に置かれており、民間給与の水準は昨年に比べ低下しています。本委員会は、このような県内民間事業所の給与実態とともに、人事院勧告や他の地方公共団体の状況及び職員給与が給与カットの影響を受けていることも勘案した上で、職員の給与水準について検討を行いました。
- 3 職員の給与水準は、平成18年度に実施した給与制度の見直し等により同年度以降下がりが続けていますが、上記のように民間給与の水準が低下しているため、給与カット前の職員給与は民間給与を上回る状況となっています。このような状況に併せ、給与カットによって実際に支給されている職員給与が逆に民間給与を下回っていること等を勘案し、月例給については、人事院勧告に準じた引下げを行うこととしました。

また、ボーナスについても、県内民間事業所の支給割合が昨年と比べ減少しており、このような実態や職員給与における給与カットの影響等を考慮し、職員の支給月数を年間で0.05月分引き下げ、年3.85月分とすることとしました。
- 4 特例条例による給与カットについては、平成15年度から継続して実施されています。県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の士気に及ぼす影響は大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されるべきと考えています。
- 5 人事院は、本年の給与等に関する報告の中で、高齢期雇用問題など今後の公務員制度に関する課題について言及しています。その中で、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて公務員の定年を段階的に延長することが適当であり、それに伴って高齢期の公務員の給与の在り方を含め、定年延長に向けた公務員制度の見直しを行い、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を

行うこととしています。本委員会としては、このような公務員の給与制度の見直しを含めた高齢期雇用問題に関する国の動向を、今後さらに注視していく必要があると考えています。

6 今回の「職員の給与等に関する報告及び勧告」は、県内民間事業所の厳しい給与実態から、昨年に続く引下げ勧告となりましたが、職員の皆さんにおいては職員の給与水準が県民の理解を得て成り立つものであり、県民とともに歩むという姿勢が重要であることを改めて確認され、県民の期待と要請にこたえるよう引き続き職務に精励されることを切望いたします。

7 県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義と、職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成22年10月18日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 22 年 10 月 18 日  
島根県人事委員会

## 1. 報告・勧告のポイント ～月例給、ボーナスともに2年連続の引下げ～

- ① 国に準じて給料月額引下げ（△0.24%）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.05月）

## 2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 121 民間事業所の個人別給与を実地調査

### (1) 月例給 ～役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）～

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		A - B	((A-B)/B×100)
370,200 円	380,965 円	△10,765 円	(△2.83%)
	356,542 円	13,658 円	( 3.83%)
行政職の平均年齢 44.6 歳			

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 職員給与の上段は、給与カット（特例条例による給与減額措置）前、下段は給与カット後の額である。

### (2) 特別給（ボーナス） ～民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給実績と比較～

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.61 月分	3.90 月分 (3.67 月分)	△0.29 月分 (△0.06 月分)

(注) ( ) 内は、給与カット後の支給相当月数である。

※民間の特別給は昨年（3.65 月分）と比べて 0.04 月分減少

## 3. 勧告の内容

### (1) 月例給（行政職の平均改定額・改定率）

項 目	内 容	改定額	改定率
給 料	給料月額の引下げ（医師・歯科医師を除く。） ・中高年齢層の職員の給料月額を引下げ改定 ・さらに、55 歳を超える行政職給料表 6 級以上相当の職員については、改定後の給料月額を一定率で減額（△1.5%）	円 △896	% △0.24
	管理職手当	55 歳を超える職員の管理職手当を一定率で減額（△1.5%）	△ 73
はねかえり分	給料月額を算定基礎とする諸手当（特勤手当等）が減少する額	△ 5	△0.00
合 計		△974	△0.26

(注) 改定額及び改定率は、民間給与との比較に用いた額(給与カット前)を基礎として算出。

### (2) 期末手当・勤勉手当（一般の職員の支給月数）

	6 月期	12 月期	年間計
期末手当	1.15 月	1.35 月（現行 1.40 月）	3.85 月 （現行 3.9 月）
勤勉手当	0.675 月	0.675 月	

### (3) 高等学校・特別支援学校に新たに設置される主幹教諭の処遇

- ・現行の高等学校等教育職給料表の 2 級（教諭等）と 3 級（教頭）との間に新たな級（特 2 級）を新設
- ・教職調整額を支給し、期末手当・勤勉手当における役職段階別加算の割合を 100 分の 10 とする。

### (4) 実施時期

- ・条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ただし、(3) については平成 23 年 4 月 1 日から実施



#### 4. 報告事項（勧告との重複事項は除く）

##### （1）諸手当等

###### ①時間外勤務手当

- ・ 県内民間事業所の実態を踏まえ、人事院勧告に準じて平成 23 年度から月 60 時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日を含める。

###### ②特地勤務手当等

- ・ 国の特地公署等及びへき地学校等との均衡を考慮し、特地公署及び準特地公署の見直し

###### ③初任給調整手当

- ・ 獣医師の人材確保のため、獣医師に支給する初任給調整手当を改善

###### ④特殊勤務手当

- ・ 昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直し

###### ⑤教育職員の給与等

- ・ 職務や実績に見合った教育職員の処遇を行う観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直し

##### （2）人事管理上の課題

###### ①人材の確保・育成

- ・ 引き続き優秀かつ多様な人材を確保するため、試験制度の一層の見直し・改善
- ・ 将来の適正な組織運営に支障を来すことがないように、より一層の計画的・安定的な人材確保
- ・ 「島根県人材育成基本方針」に基づく、能力開発支援や学習的な職場づくりなどの推進
- ・ 幅広い視野を持ちつつ専門的な知識・技術を身につけた職員の計画的な育成

###### ②能力・実績に基づく人事管理

- ・ 実効性のある人事評価制度の確立に向けた取組みの推進

###### ③女性職員の登用

- ・ 職域の拡大などによる計画的な人材養成や管理職への積極的登用、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくり

###### ④両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進は、質の高い行政を安定的・継続的に展開していく上で重要
- ・ 「子育てしやすい職場づくり推進計画」に基づく、仕事と子育ての両立支援のための環境整備
- ・ 男性職員の育児休業等の取得促進に向けた職場環境づくり

###### ⑤時間外勤務の縮減

- ・ 管理監督者の効率的な業務運営と、職員一人ひとりの効率よい業務の遂行

###### ⑥メンタルヘルス対策

- ・ 管理監督者はメンタルヘルス対策の中心的な立場の自覚と、実効性ある対策を実施
- ・ 職員間のコミュニケーションによる、何でも相談できる職場環境づくり

###### ⑦高齢期の雇用問題

- ・ 国の動向を注視しながら、高齢期における給与制度の見直しや加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員の取扱いなど、高齢期の雇用に伴う具体的な課題についての検討

#### 【参 考】

##### 職員の平均給与月額及び平均年間給与額

（行政職 平均年齢 44.3 歳）

	勧告前	勧告後	比較
平均給与月額	378,345 円 (354,103 円)	377,384 円 (353,225 円)	△961 円 (△878 円)
平均年間給与額	6,070,564 円 (5,685,177 円)	6,035,219 円 (5,652,677 円)	△35,345 円 (△32,500 円)

- （注） 1 上段は給与カット前、下段は給与カット後の額である。  
2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値とは一致しない。  
3 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

# 県職員の給与と人事委員会勧告

平成22年10月  
島根県人事委員会

## 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

### 均衡の原則

職員の給与は、  
・生計費  
・国及び他の地方公共団体の職員の給与  
・民間事業の従業員の給与  
・その他の事情  
を考慮して定められなければなりません。  
(地方公務員法第24条第3項)

### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。  
この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

## 人事委員会勧告の位置付け

### 【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。  
(地方公務員法第14条)

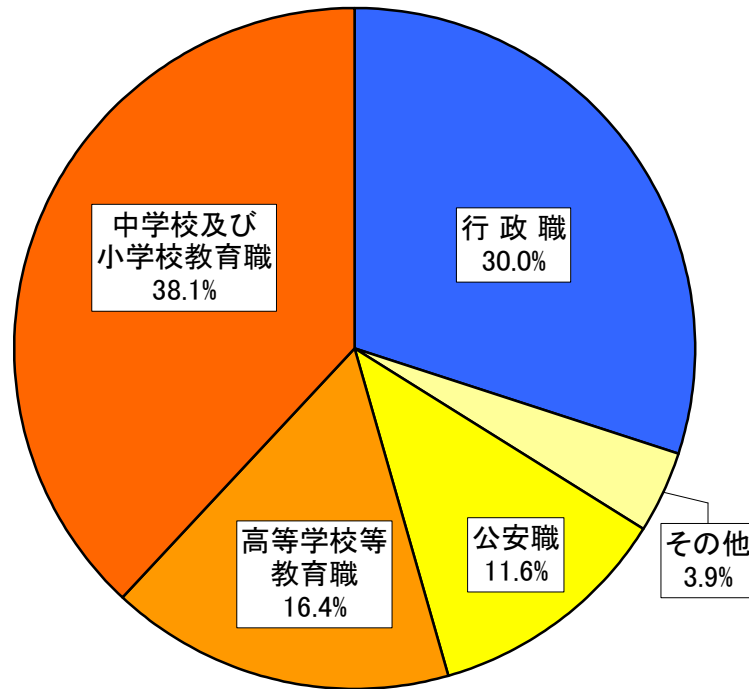
### (給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。  
(地方公務員法第26条)

## 給与勧告の対象職員

平成22年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,603人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,782人で全体の30.0%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,870人(全体の54.5%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,458人(全体の11.6%)となっています。

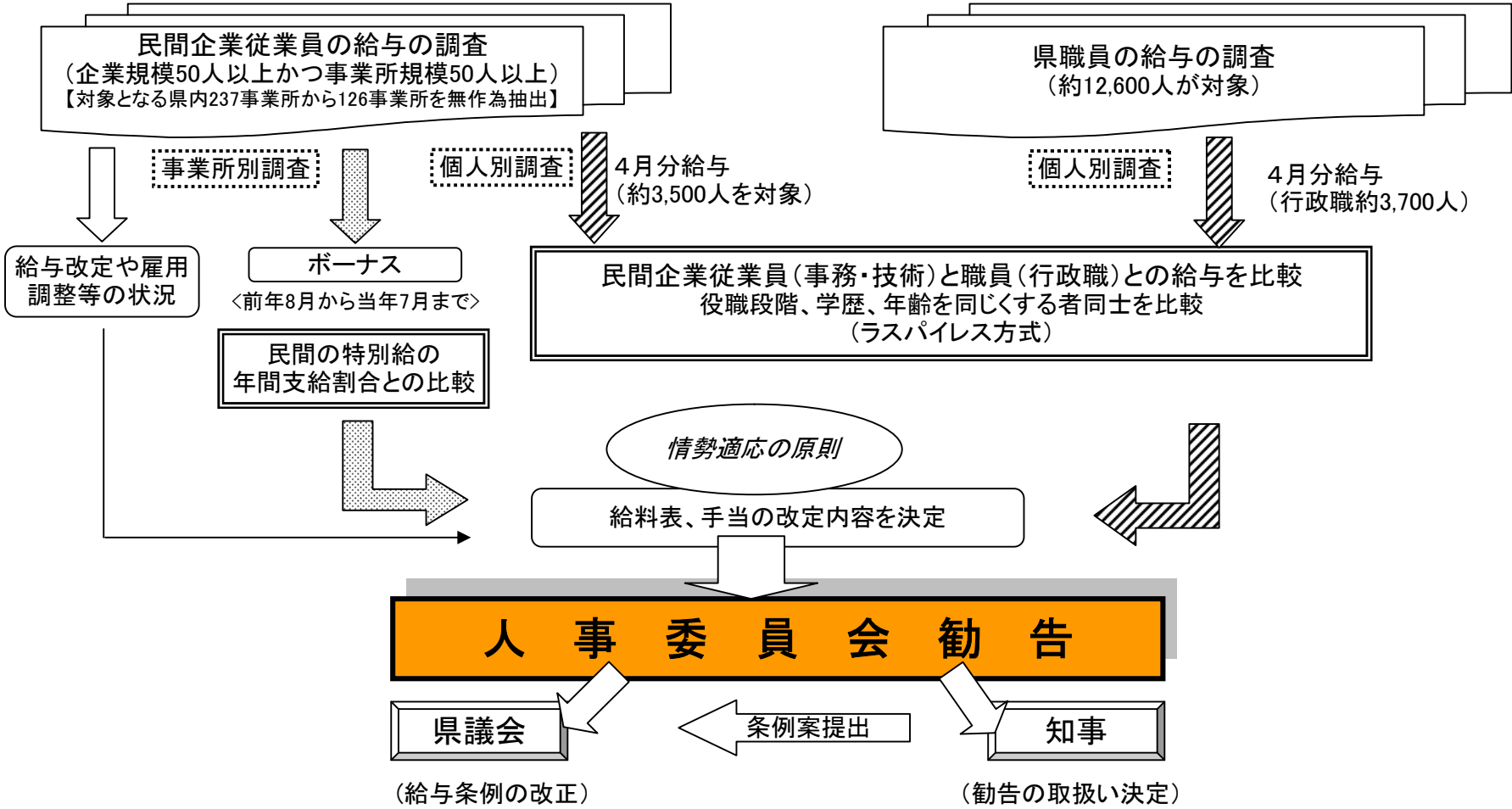


給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,782
海事職給料表	試験船、実習船等に乗組む船員	46
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	245
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	38
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	100
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	64
公安職給料表	警察官	1,458
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,068
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,802
計		12,603

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員(1,287人)が在職している。

# 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

### ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も  
同じ人員構成  
として比較

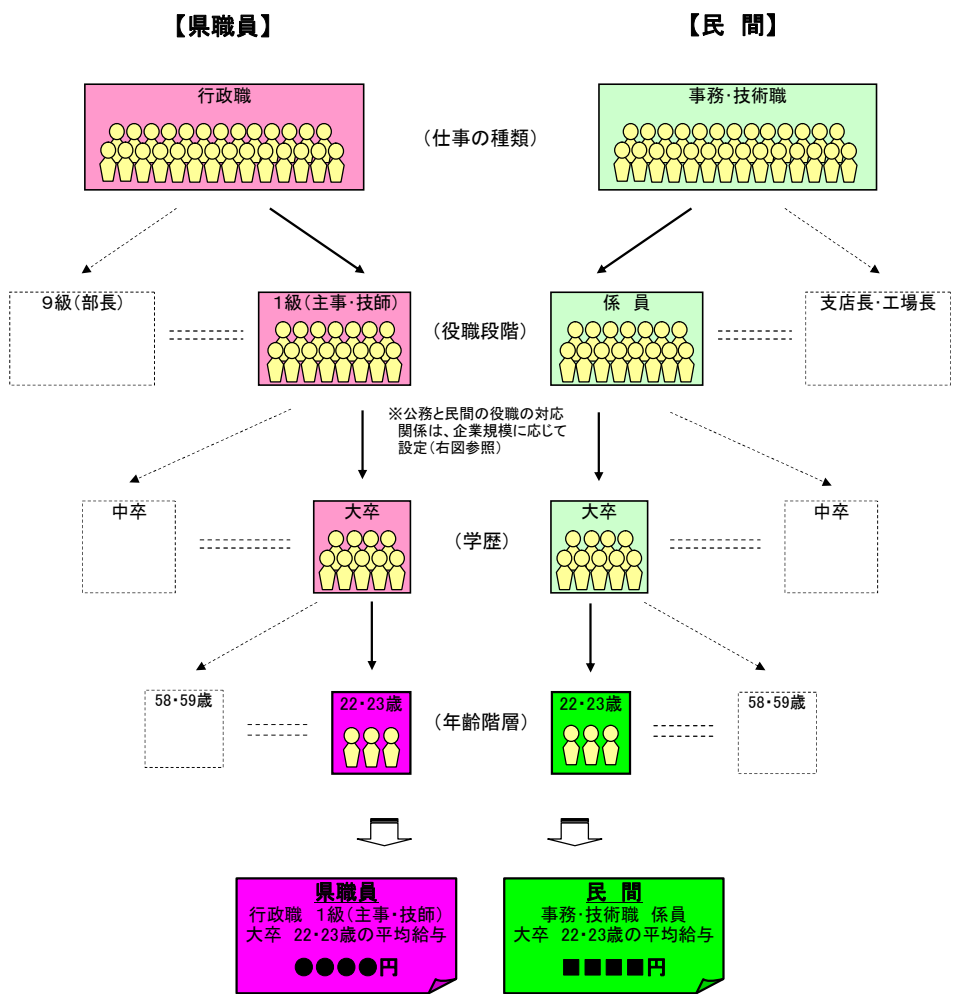
〔 A社の人員構成に合わせた場合の  
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

# 民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

		企業規模			
		100人以上 500人以上	50人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
<b>【県職員に支給されている給与総額(A)】</b> 1級 主事・技師 2級 主任主事 主任技師 3級 主任 4級 企画員 5級 グループリーダー 6級 課長 7級 課長 8級 次長 9級 部長	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	係員	係員	係員
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	主任	主任	主任
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	係長	係長	係長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	係長	課長代理	課長代理
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	課長代理	課長	課長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	課長代理	課長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
	県職員(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与 × 県職員数	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
上記の総額(A) ÷ 県職員総数 = 380,965円(a)		比較			上記の総額(B) ÷ 県職員総数 = 370,200円(b)
<b>県職員給与と民間給与との較差(b-a) = ▲10,765円(▲2.83%)</b>					

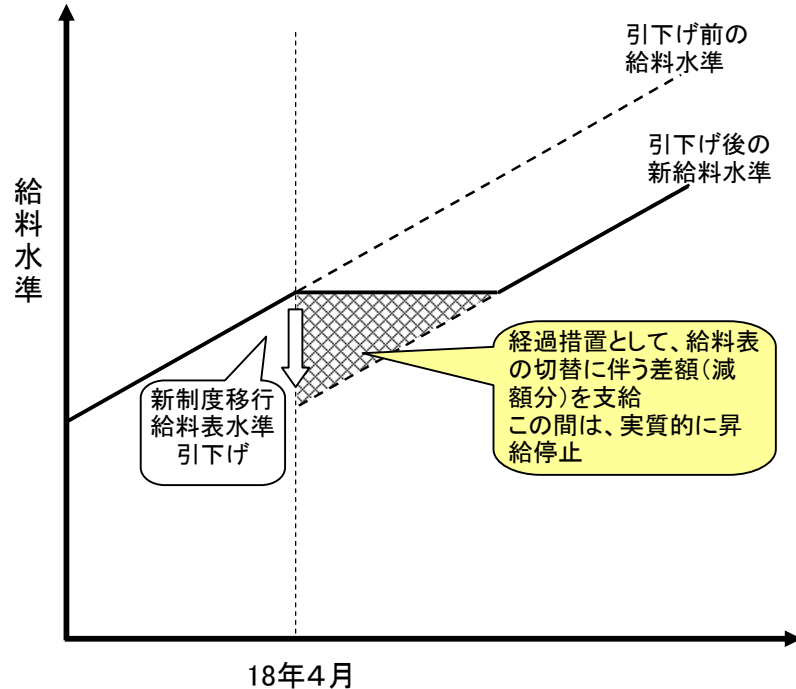
## 県職員の給与に係る「経過措置」と「減額措置」

### 給与制度の見直しに伴う経過措置

国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われました。

島根県においても、国に準じて給料表が改定され、給料水準の引下げが段階的に行われています。

### 経過措置のイメージ図



### 特例条例による給与の減額措置

島根県においては、財政健全化へ向けた取り組みとして、「職員の給与の特例に関する条例」が制定され、職員給与が減額(給与カット)して支給されています。

なお、人事委員会としては、この減額措置について、極めて厳しい県の財政状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、可能な限り早期に本来の給与水準が確保されるべきものと考えています。

### 平成22年度の特例減額の率(一般職)

	給料	諸手当	管理職手当
部長・次長	10%	10%	25%
上記以外の管理職	8%	8%	20%
行政職 3～5級相当	6%	6%	
行政職 1～2級相当	6%	3%	

※「諸手当」欄の率は、時間外勤務手当や期末手当など、給料月額を算出基礎とする手当(退職手当を除く。)の減額率です。

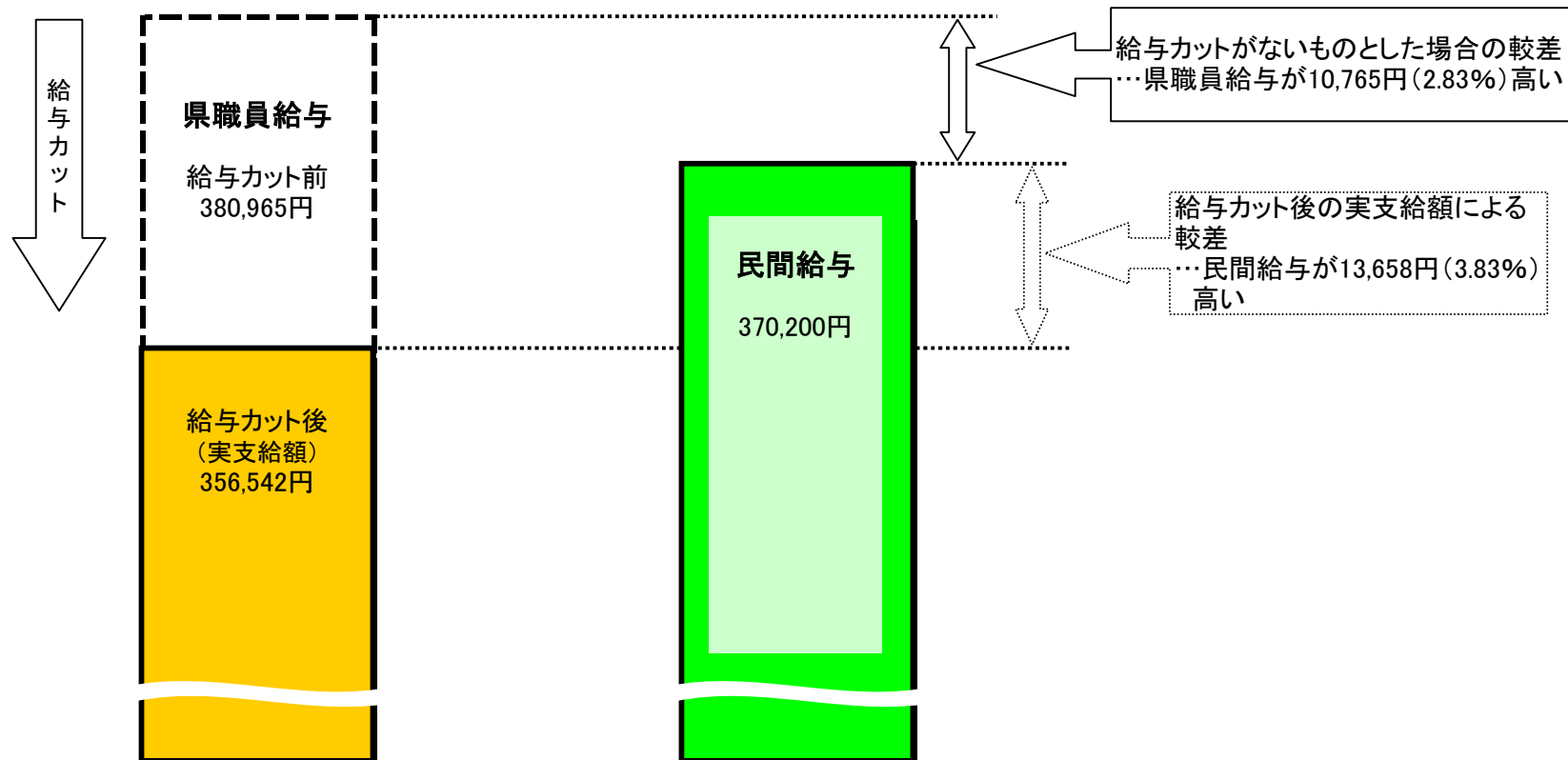


## 本年の県職員給与と民間給与との比較(月例給)

平成22年4月分の県職員給与と民間給与を比較すると、給与カット(特例条例による減額措置)がないものとした場合の県職員給与は、民間給与を10,765円(2.83%)上回っています。

なお、給与カット後の実支給額による県職員給与は、民間給与を13,658円(3.83%)下回っています。

### 月例給のイメージ図



## 県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	勧告前		勧告後		年間給与額の差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし(独身者)	188,800 (177,472)	3,001 (2,843)	188,800 (177,472)	2,992 (2,834)	△ 9 (△ 9)
主任	30歳	配偶者	257,900 (243,206)	4,130 (3,894)	257,900 (243,206)	4,117 (3,881)	△ 13 (△ 13)
	35歳	配偶者・子1人	306,000 (288,810)	4,894 (4,618)	306,000 (288,810)	4,878 (4,603)	△ 16 (△ 15)
企画員	40歳	配偶者・子2人	378,200 (357,068)	6,115 (5,771)	378,000 (356,880)	6,091 (5,748)	△ 24 (△ 23)
	45歳	配偶者・子2人	398,200 (375,868)	6,441 (6,077)	397,900 (375,586)	6,414 (6,052)	△ 27 (△ 25)
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	428,300 (404,462)	6,923 (6,534)	427,900 (404,086)	6,893 (6,506)	△ 30 (△ 28)
課長	55歳	配偶者・子2人	521,900 (475,048)	8,235 (7,522)	514,120 (468,010)	8,086 (7,386)	△ 149 (△ 136)
部長	55歳	配偶者・子2人	677,900 (594,165)	11,105 (9,811)	667,474 (585,084)	10,894 (9,624)	△ 211 (△ 187)

- (注) 1 上段は給与カット前、下段は給与カット後の額  
 2 給与月額、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出  
 3 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

## 最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は期末・勤勉手当の減額に伴い、年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額(給与カット前)
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△9.4万円
平成12年	0.14%	4.75月	△0.20月	△6.7万円
平成13年	0.01%	4.70月	△0.05月	△2.0万円
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円
平成22年	△0.26%	3.85月	△0.05月	△3.5万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。